

教育委員会の現状に関する調査の結果（令和3年度間）が取りまとめられましたので、お知らせします。

5 初初企第 10 号
令和 5 年 5 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会

殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

堀 野 晶 三

「教育委員会の現状に関する調査」の結果（令和3年度間）に係る留意事項及び第5次男女共同参画基本計画を踏まえた取組の推進について（通知）

標記調査結果について、別紙1のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

本調査結果を踏まえ、引き続き教育行政に対する国民の信頼を確保する観点から、特に下記の点に留意し、総合教育会議の更なる活用や教育委員会の審議の活性化等、教育行政の適切な運営が図られるようお願いします。

また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条の規定に基づく第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、学校教育分野における女性の意思決定層への積極的な登用を促進するため、別紙2のとおり、「都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数を2025年までに0にする」という成果目標が設定されたことを踏まえ、その推進を図るようお願いします。

都道府県教育委員会におかれては、これらのことについて域内の市区町村長及び市区町村教育委員会に周知され、一層の取組を促していただくようお願いします。

記

（1）総合教育会議について

ア 会議の開催

総合教育会議の開催状況について、令和3年度間を通じて開催がなかった自治体は、都道府県・指定都市で4（6%）、市区町村で232（13.5%）となっている【（1）①図1】。また、開催している自治体においても、開催回数は、都道府県・指定都市、市区町村とも「1回」が最も多くなっており、令和3年度間の総合教育会議の平均開催回数は、都道府県・指定都市で1.5回、市区町村で1.3回となっている【（1）①図1】。地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進する観点から、総合教育会議の更なる活用が必要である。特に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項第2

号において、いじめ重大事態に係る措置をはじめとする「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」は、総合教育会議において協議・調整することとされているが、総合教育会議でこの内容を扱った都道府県・指定都市は2、市区町村は34であり、十分に活用されているとは言い難い。このような場合も含め、総合教育会議の招集に係る権限は地方公共団体の長にあることから、その権限と責任において、教育委員会とも適宜調整を図りつつ、適切に開催する必要がある。

また、総合教育会議を通じた地方公共団体の長と教育委員会の連携について、61(96.8%)の都道府県・指定都市が、1,375(92.5%)の市区町村が「連携を進めることができた」「従来からの連携を継続させることに資している」と回答している【(1)⑥図6】。

その活用には、各地方公共団体で実施している総合教育会議の内容【(1)④表1】、関係者又は学識経験を有する者からの意見聴取(法第1条の4第5項)の取組【(1)⑤図5、(1)⑤表2】、総合教育会議を通して得られたこれまでの主な成果事例【(1)⑥表3】及び首長との連携を強化するために総合教育会議を活性化させる取組【(1)⑨表4】を参考にすることが望まれる。

イ 会議の議事録の作成・公表

総合教育会議の議事録について、調査時点までに総合教育会議を開催した地方公共団体のうち、議事録又は議事概要を作成していない市区町村は38(2.6%)、詳細な議事録を作成していない都道府県・指定都市は3(4.8%)、市区町村は454(30.6%)となっている【(1)③図3】。また、議事録又は議事概要の公表を行っていない市区町村は218(14.7%)となっている【(1)③図4】。

総合教育会議の議事録の作成及び公表が努力義務として規定されていることを踏まえ(法第1条の4第7項)、協議の内容を事後的に確認できるよう、原則として議事録の作成及びホームページ等を活用した公表が強く求められる。

(2) 教育委員会の会議の運営状況、保護者や地域住民への情報発信について

ア 会議の運営

教育委員会の会議は原則公開とされているが(法第14条第7項)、市区町村教育委員会の72.1%で年間傍聴者総数が0人である一方【(4)③図17】、住民が傍聴しやすい土日・祝日に開催している市区町村教育委員会は48(2.8%)、平日夕方以降に開催している市区町村教育委員会は209(12.2%)にとどまっている【(5)①表8】。教育委員会の会議について、オンライン配信での公開を行っている自治体も一部存在しており【(4)③図18】、地域住民の意向をより一層教育行政に反映させる観点から、より多くの住民が会議を傍聴できるよう、運営方法の工夫が行われることが求められる。

また、オンラインで教育委員会会議を開催した都道府県・指定都市教育

委員会は 32 (47.8%)、市区町村教育委員会は 103 (6.0%) である【(5)② 図 22】。「オンライン会議システム等を活用した総合教育会議及び教育委員会の会議の開催について(通知)(令和 2 年 7 月 28 日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)」において通知したとおり、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催することについては、例えば遠隔地にいる構成員の参加を容易にすることなどにも資するものであり、通常時においても活用することが考えられるため、御留意いただきたい。

イ 審議の活性化

教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会を開催している都道府県・指定都市教育委員会は 44 (65.7%) であるが、市区町村教育委員会は 192 (11.2%) にとどまっている。また、教育委員向けの勉強会や意見交換会の開催を行っている都道府県・指定都市教育委員会は 37 (55.2%) であるが、市区町村教育委員会は 271 (15.8%) にとどまっている。また、委員からの提案に基づき議題を設定する都道府県・指定都市教育委員会は 3 (4.5%)、市区町村教育委員会は 88 (5.1%) にとどまっている【(5)①表 8】。

教育委員が、地域や学校の実情を把握し、教育委員会会議の審議を活性化するためには、事前勉強会や意見交換会等を通じて教育委員会会議で取り扱う議題や教育行政等について理解を深めるとともに、教育委員が自ら議題を提案できる取組や所管施設の訪問等の取組が有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要がある。

ウ 会議の議事録の作成・公表

教育委員会会議の詳細な議事録を作成していない都道府県・指定都市教育委員会は 2 (3%)、市区町村教育委員会は 546 (31.8%)【(5)④ 図 19】、詳細な議事録を公表していない都道府県・指定都市教育委員会は 3 (4.5%)、市区町村教育委員会は 918 (53.4%) となっている【(5)④ 図 20】。議事録の作成及び公表が努力義務とされていることを踏まえ(法第 14 条第 9 項)、原則として会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められる。

(3) 教育委員について

ア 教育委員の選任

令和 3 年 3 月 31 日時点で保護者が委員に含まれていない教育委員会は、都道府県・指定都市で 2 (3%)、市区町村で 63 (3.7%) 存在している【(2)① 図 9】。保護者委員が不在となっている理由としては、選任時には保護者であった委員の子供が、調査時点では成人したことにより、保護者でなくなったことなどが挙げられる。保護者である者の意見を教育行政に反映することは重要であり、保護者委員の選任は法律上の義務とされていることから(法第 4 条第 5 項)、保護者が委員に含まれていない場合は、直近の委員選任時に保護者を任命し、速やかに保護者委員の不在を解消する必要がある。

また、令和3年5月1日時点で、女性の教育委員が選任されていない市区町村教育委員会は30（1.7%）であり、うち15自治体においては、女性の教育委員について選任の見込みが立っていない状況である【（2）①図11】。女性の教育委員が選任されていない理由としては、適任者がいないこと等が挙げられているが、教育委員の人選について、多様な人材を確保する観点から、例えば、自治体内外を問わず公募を行うことも考えられる。教育委員の選任にあたっては、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、「都道府県及び市区町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数を2025年までに0にする」とされていることや法第4条第5項の趣旨に鑑み、速やかに選任されたい。

イ 教育委員の研修

都道府県教育委員会が域内の全市区町村教育委員会の委員を対象として行った研修は年間0.6回（平成30年度：1.0回）、域内の一部市区町村教育委員会の委員を対象として行った研修は年間1.1回（同：1.4回）である【（3）①表5】。また、教育委員1人以上が参加した研修会の回数の平均は、都道府県・指定都市教育委員会で4.2回（同：6.4回）、市区町村教育委員会で2.1回（同：4.4回）である【（3）①表6】。

都道府県教育委員会は市区町村教育委員会の委員の研修等を実施することとされており（法第48条第2項第4号）、委員が、その職務遂行に必要な知識を得られ、教育委員会がより高い使命感をもってその責任を果たしていくことができるよう、都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会の委員の研修の実施及びその内容の充実に努めることが期待される。

なお、いずれの取組も新型コロナウイルス感染症が流行する前の回数と比較して少なくなっているところ、現下の状況においては、各教育委員会において、教育委員の研修機会の確保に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

（4）近隣市区町村との事務の共同処理について

近隣地方公共団体と協議会を設置した市区町村教育委員会は267（15.4%）、職員を共同設置している市区町村は39（2.2%）、近隣地方自治体に事務を委託している市区町村は71（4.1%）であった【（7）①表9】。法第55条の2において、市区町村は、近隣の市区町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備・充実に努めることとされており、特に人口規模が小さい市区町村教育委員会においては、事務処理体制を強化するために、近隣の市区町村教育委員会と共同して事務を管理・執行したり、指導主事を共同設置したりすることも一つの有効な方策であると考えられる。市区町村教育委員会においては、教育委員会の更なる事務処理体制の強化の観点から、近隣自治体とのより一層の連携を推進していくことが期待される。

（5）教育委員会の活動状況についての点検・評価について

令和3年度間において、点検及び評価を行っていない市区町村教育委員会は、

103 (6.0%) である【(8)①表 10】。教育委員会が、効果的な教育行政の推進を図り、地域住民への説明責任を果たす観点から、教育委員会は、毎年、自らの活動状況の点検及び評価を行うことが法律上の義務とされていることから(法第 26 条第 1 項)、点検及び評価を実施していない教育委員会は、速やかに実施する必要がある。

また、法第 26 条第 2 項において、点検及び評価に際して、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、点検及び評価の客観性を確保する観点から適切に対応する必要がある。その際、評価委員会等の組織の設置や個別にヒアリングを行うことのほか、書面により意見書を提出する等の取組が行われており【(8)②図 27】、地域の実情に応じて、各教育委員会において創意工夫して実施されることが期待される。

(6) 指導主事等の配置・訪問支援について

指導主事が配置されていない市区町村教育委員会は、393 (22.9%) であり、特に人口規模 5 千人未満の自治体のうち 65.5% が指導主事未配置であるなど人口規模が小さい自治体ほど指導主事が配置されていない状況となっている【(10)①図 33】。「(4) 近隣市区町村との事務の共同処理について」で記載したとおり、職員を共同設置している市区町村教育委員会は 39 (2.2%) あるが【(7)①表 9】、特に人口規模が小さい市区町村教育委員会においては、指導主事に係る体制整備の観点から、近隣の自治体間での連携により指導主事を共同設置することも有効な方策であると考えられる。

また、都道府県教育委員会による市区町村教育委員会に対する支援として、教育事務所等の指導主事の訪問等が行われているが、指導主事の訪問を行っていない都道府県教育委員会は 10 (21.3%) などとなっており【(10)②図 35】、各都道府県教育委員会においては、域内における教育水準の維持向上を図るため、市区町村教育委員会の自主性を尊重しつつ、規模等の差により市区町村教育委員会間の格差が生じないように、各市区町村教育委員会の状況を踏まえた支援を行う必要がある。

〔担当〕 文部科学省 初等中等教育局
初等中等教育企画課 地方教育行政係
(電話) 03-5253-4111 (内線 4678)

【参考資料】

(1) 総合教育会議について

①開催状況について

○総合教育会議の開催がなかった自治体（【図1】関係）

【都道府県・指定都市（4）】群馬県、東京都、和歌山県、広島県

【市区町村（232）】

北海道(34)	夕張市、当別町、新篠津村、福島町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、上ノ国町、島牧村、寿都町、黒松内町、岩内町、泊村、余市町、愛別町、南富良野町、占冠村、音威子府村、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町、豊富町、遠軽町、雄武町、大空町、洞爺湖町、むかわ町、浜中町、鶴居村、別海町、羅臼町
青森県(9)	青森市、外ヶ浜町、深浦町、田舎館村、鶴田町、六ヶ所村、大間町、風間浦村、南部町
岩手県(4)	葛巻町、矢巾町、山田町、九戸村
宮城県(2)	気仙沼市、大崎市
秋田県(1)	八峰町
山形県(4)	米沢市、上山市、最上町、飯豊町
福島県(11)	福島市、南相馬市、川俣町、猪苗代町、西郷村、泉崎村、矢吹町、古殿町、川内村、双葉町、浪江町
茨城県(6)	常陸太田市、稲敷市、茨城町、東海村、阿見町、境町
栃木県(1)	野木町
群馬県(9)	太田市、みどり市、下仁田町、甘楽町、片品村、玉村町、板倉町、明和町、千代田町
埼玉県(2)	所沢市、鶴ヶ島市
千葉県(10)	銚子市、野田市、流山市、鎌ヶ谷市、酒々井町、多古町、東庄町、白子町、大多喜町、御宿町
東京都(11)	中央区、墨田区、豊島区、江戸川区、東大和市、羽村市、大島町、利島村、御蔵島村、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県(3)	三浦市、南足柄市、真鶴町
新潟県(4)	長岡市、五泉市、胎内市、粟島浦村
石川県(2)	輪島市、加賀市
福井県(2)	池田町、おおい町
山梨県(5)	富士吉田市、韮崎市、忍野村、山中湖村、小菅村
長野県(7)	川上村、平谷村、根羽村、天龍村、木祖村、麻績村、白馬村
岐阜県(4)	美濃加茂市、飛騨市、池田町、白川村
静岡県(2)	沼津市、裾野市
愛知県(1)	大口町
三重県(3)	尾鷲市、いなべ市、大紀町
京都府(2)	宇治市、木津川市
大阪府(6)	河内長野市、大東市、藤井寺市、泉南市、豊能町、田尻町
兵庫県(2)	伊丹市、小野市

奈良県(10)	奈良市、天理市、五條市、香芝市、平群町、三宅町、高取町、明日香村、吉野町、下市町
和歌山県(8)	和歌山市、田辺市、紀の川市、印南町、白浜町、那智勝浦町、北山村、串本町
鳥取県(2)	岩美町、日吉津村
島根県(2)	海士町、西ノ島町
岡山県(3)	倉敷市、奈義町、久米南町
広島県(1)	呉市
山口県(1)	美祢市
徳島県(4)	上勝町、石井町、神山町、牟岐町
香川県(3)	善通寺市、綾川町、多度津町
高知県(8)	四万十市、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、芸西村、四万十町、三原村
福岡県(8)	田川市、宇美町、粕屋町、水巻町、遠賀町、大任町、みやこ町、吉富町
佐賀県(6)	多久市、嬉野市、みやき町、大町町、江北町、太良町
長崎県(2)	時津町、小値賀町
熊本県(6)	高森町、西原村、芦北町、錦町、相良村、山江村
大分県(1)	玖珠町
宮崎県(1)	西米良村
鹿児島県(5)	阿久根市、西之表市、薩摩川内市、奄美市、瀬戸内町
沖縄県(14)	名護市、沖縄市、うるま市、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村、渡嘉敷村、粟国村、南大東村、伊平屋村、伊是名村、竹富町、与那国町

③議事録等の作成・公表について

○総合教育会議の議事録等を公表していない自治体（【図4】関係）

【市区町村（218）】

北海道(30)	歌志内市、江差町、真狩村、 <u>京極町</u> 、古平町、仁木町、上砂川町、 <u>栗山町</u> 、妹背牛町、北竜町、沼田町、東神楽町、 <u>当麻町</u> 、比布町、東川町、中富良野町、剣淵町、礼文町、幌延町、佐呂間町、滝上町、興部町、厚真町、土幌町、新得町、清水町、更別村、大樹町、 <u>標茶町</u> 、 <u>標津町</u>
青森県(8)	十和田市、 <u>平内町</u> 、今別町、西目屋村、 <u>中泊町</u> 、野辺地町、横浜町、五戸町
岩手県(3)	岩手町、住田町、普代村
宮城県(5)	七ヶ宿町、川崎町、七ヶ浜町、色麻町、南三陸町
秋田県(3)	小坂町、藤里町、井川町
山形県(5)	山辺町、 <u>朝日町</u> 、高島町、小国町、白鷹町
福島県(18)	<u>大玉村</u> 、 <u>天栄村</u> 、只見町、南会津町、北塩原村、磐梯町、会津坂下町、柳津町、中島村、棚倉町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、広野町、富岡町、葛尾村
茨城県(4)	鹿嶋市、坂東市、大子町、八千代町

栃木県(5)	那須塩原市、さくら市、 <u>益子町</u> 、芳賀町、那須町
群馬県(5)	榛東村、吉岡町、長野原町、 <u>高山村</u> 、昭和村
埼玉県(3)	三芳町、鳩山町、ときがわ町
千葉県(4)	<u>栄町</u> 、九十九里町、横芝光町、鋸南町
東京都(5)	<u>奥多摩町</u> 、新島村、神津島村、三宅村、八丈町
新潟県(5)	加茂市、阿賀野市、弥彦村、出雲崎町、関川村
富山県(2)	舟橋村、入善町
福井県(2)	勝山市、永平寺町
山梨県(1)	丹波山村
長野県(14)	<u>小海町</u> 、北相木村、原村、阿智村、売木村、泰阜村、上松町、王滝村、 <u>朝日村</u> 、池田町、 <u>小谷村</u> 、 <u>木島平村</u> 、 <u>小川村</u> 、 <u>栄村</u>
岐阜県(7)	郡上市、 <u>安八町</u> 、 <u>揖斐川町</u> 、北方町、川辺町、白川町、御嵩町
愛知県(1)	阿久比町
三重県(5)	桑名市、菰野町、多気町、紀北町、御浜町
滋賀県(2)	豊郷町、多賀町
兵庫県(2)	淡路市、神河町
奈良県(13)	大和高田市、 <u>桜井市</u> 、御所市、葛城市、山添村、安堵町、川西町、曾爾村、黒滝村、天川村、十津川村、 <u>上北山村</u> 、東吉野村
和歌山県(9)	<u>橋本市</u> 、御坊市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、由良町、みなべ町、 <u>太地町</u>
鳥取県(1)	日南町
島根県(4)	江津市、川本町、邑南町、津和野町
岡山県(2)	<u>矢掛町</u> 、勝央町
広島県(1)	神石高原町
山口県(3)	<u>和木町</u> 、田布施町、平生町
徳島県(2)	<u>美波町</u> 、海陽町
香川県(3)	東かがわ市、三木町、宇多津町
高知県(8)	安田町、大豊町、大川村、いの町、越知町、梶原町、津野町、大月町
福岡県(4)	豊前市、鞍手町、大木町、福智町
佐賀県(3)	小城市、 <u>吉野ヶ里町</u> 、玄海町
熊本県(7)	人吉市、美里町、 <u>産山村</u> 、嘉島町、益城町、 <u>甲佐町</u> 、あさぎり町
大分県(1)	九重町
宮崎県(4)	高原町、 <u>都農町</u> 、 <u>門川町</u> 、高千穂町
鹿児島県(10)	枕崎市、出水市、曾於市、 <u>三島村</u> 、東串良町、 <u>肝付町</u> 、南種子町、龍郷町、徳之島町、伊仙町
沖縄県(4)	与那原町、 <u>座間味村</u> 、久米島町、 <u>多良間村</u>

※ _____ は議事録等を作成していない市区町村

(2) 教育委員・教育長等の選任等

①教育委員への保護者、スポーツに関する知見を有する者、女性の選任

○女性教育委員の選任予定について「わからない」と回答した自治体（【図 11】関係）

【市区町村（14）】

北海道(2)	遠軽町、日高町
福島県(2)	玉川村、浅川町
群馬県(1)	東吾妻町
千葉県(1)	野田市
東京都(2)	利島村、御蔵島村
石川県(1)	川北町
奈良県(4)	御所市、野迫川村、上北山村、東吉野村
沖縄県(1)	渡嘉敷村

○女性教育委員の選任予定について「次の教育委員改選時に女性の教育委員を選任する予定はない」と回答した自治体（【図 11】関係）

【市区町村（1）】青森県板柳町

（4）教育委員会の会議の運営状況、保護者や地域住民への情報発信

④教育委員会会議の議事録等の作成・公表状況

○議事録・議事概要を公表していない自治体（【図 20】関係）

【市区町村（473）】

北海道(61)	稚内市、三笠市、歌志内市、松前町、福島町、木古内町、鹿部町、長万部町、江差町、真狩村、喜茂別町、京極町、神恵内村、積丹町、古平町、赤井川村、奈井江町、上砂川町、由仁町、栗山町、月形町、妹背牛町、北竜町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、上川町、東川町、中富良野町、南富良野町、剣淵町、音威子府村、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、豊富町、礼文町、利尻富士町、津別町、斜里町、小清水町、置戸町、遠軽町、滝上町、興部町、西興部村、豊浦町、白老町、士幌町、鹿追町、新得町、更別村、足寄町、浜中町、標茶町、鶴居村、白糠町、標津町
青森県(20)	十和田市、平内町、今別町、鱒ヶ沢町、西目屋村、田舎館村、鶴田町、中泊町、六戸町、横浜町、東北町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村
岩手県(5)	釜石市、岩手町、西和賀町、大槌町、軽米町
宮城県(8)	白石市、角田市、七ヶ宿町、川崎町、七ヶ浜町、色麻町、加美町、南三陸町
秋田県(8)	鹿角市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、八郎潟町、羽後町
山形県(12)	南陽市、山辺町、中山町、金山町、舟形町、鮭川村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町
福島県(29)	川俣町、鏡石町、天栄村、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、金山町、泉崎村、

	棚倉町、矢祭町、鮫川村、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、広野町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
茨城県(7)	常総市、鉾田市、茨城町、城里町、大子町、河内町、境町
栃木県(10)	矢板市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、野木町、塩谷町、那須町、那珂川町
群馬県(15)	藤岡市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、片品村、昭和村、板倉町、明和町、千代田町
埼玉県(7)	伊奈町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町
千葉県(11)	いすみ市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、長柄町
東京都(10)	江東区、日の出町、奥多摩町、大島町、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、小笠原村
新潟県(7)	五泉市、聖籠町、出雲崎町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村
富山県(3)	舟橋村、立山町、入善町
石川県(4)	輪島市、川北町、内灘町、中能登町
福井県(7)	敦賀市、勝山市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、若狭町
山梨県(9)	韮崎市、中央市、早川町、南部町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、 <u>丹波山村</u>
長野県(14)	小海町、川上村、南牧村、北相木村、平谷村、根羽村、天龍村、上松町、木祖村、王滝村、筑北村、松川村、野沢温泉村、栄村
岐阜県(11)	飛騨市、関ヶ原町、安八町、揖斐川町、大野町、北方町、富加町、川辺町、白川町、東白川村、白川村
静岡県(5)	菊川市、東伊豆町、河津町、清水町、小山町
愛知県(6)	蒲郡市、弥富市、蟹江町、飛島村、東栄町、豊根村
三重県(11)	いなべ市、菰野町、朝日町、明和町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県(1)	豊郷町
京都府(3)	井手町、宇治田原町、伊根町
大阪府(3)	池田市、泉南市、田尻町
兵庫県(1)	神河町
奈良県(28)	大和郡山市、五條市、御所市、葛城市、宇陀市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県(22)	海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

鳥取県(2)	日吉津村、江府町
島根県(4)	川本町、津和野町、海士町、西ノ島町
岡山県(6)	矢掛町、新庄村、勝央町、奈義町、西粟倉村、美咲町
広島県(2)	熊野町、神石高原町
山口県(3)	田布施町、平生町、阿武町
徳島県(5)	小松島市、勝浦町、牟岐町、海陽町、藍住町
香川県(4)	三木町、宇多津町、綾川町、まんのう町
愛媛県(5)	上島町、久万高原町、松前町、砥部町、松野町
高知県(20)	南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、香南市、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、大豊町、大川村、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村、津野町、大月町、三原村、黒潮町
福岡県(21)	豊前市、宮若市、嘉麻市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、添田町、赤村、福智町、吉富町、上毛町
佐賀県(6)	多久市、 <u>吉野ヶ里町</u> 、みやき町、玄海町、有田町、太良町
長崎県(3)	壱岐市、川棚町、小値賀町
熊本県(16)	人吉市、山鹿市、宇城市、南関町、和水町、菊陽町、産山村、南阿蘇村、益城町、甲佐町、芦北町、錦町、湯前町、水上村、相良村、球磨村
大分県(5)	杵築市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町
宮崎県(4)	綾町、美郷町、高千穂町、日之影町
鹿児島県(7)	さつま町、東串良町、大和村、龍郷町、喜界町、徳之島町、伊仙町
沖縄県(22)	糸満市、うるま市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、宜野座村、伊江村、読谷村、北中城村、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、 <u>座間味村</u> 、粟国村、渡名喜村、南大東村、伊平屋村、久米島町、八重瀬町、多良間村、与那国町

※ は議事録・議事概要を作成していない市区町村

(8) 教育委員会の活動状況についての点検・評価

①点検・評価の実施状況

○点検・評価を実施していない自治体（【表 10】関係）

【市区町村（103）】

北海道(7)	泊村、音威子府村、中川町、滝上町、安平町、浦河町、清水町
青森県(1)	大間町
岩手県(3)	西和賀町、金ヶ崎町、田野畑村
宮城県(2)	気仙沼市、大崎市
山形県(3)	戸沢村、高島町、小国町
福島県(12)	下郷町、檜枝岐村、只見町、泉崎村、古殿町、広野町、檜葉町、富岡町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村

茨城県(2)	那珂市、阿見町
埼玉県(1)	神川町
東京都(2)	大島町、新島村
新潟県(3)	南魚沼市、刈羽村、粟島浦村
福井県(3)	永平寺町、池田町、越前町
山梨県(2)	富士川町、丹波山村
長野県(16)	小海町、川上村、北相木村、中川村、阿智村、平谷村、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、大鹿村、上松町、王滝村、大桑村、山形村、木島平村
岐阜県(3)	養老町、関ヶ原町、池田町
愛知県(2)	蒲郡市、弥富市
三重県(1)	明和町
滋賀県(2)	甲良町、多賀町
京都府(1)	宇治田原町
奈良県(4)	吉野町、天川村、下北山村、上北山村
和歌山県(1)	湯浅町
島根県(3)	奥出雲町、吉賀町、海士町
岡山県(1)	奈義町
広島県(1)	北広島町
徳島県(2)	美波町、東みよし町
高知県(2)	越知町、津野町
福岡県(4)	みやま市、広川町、糸田町、赤村
佐賀県(2)	伊万里市、吉野ヶ里町
長崎県(1)	東彼杵町
熊本県(6)	玉東町、和水町、南小国町、高森町、水上村、山江村
大分県(1)	豊後高田市
宮崎県(1)	綾町
鹿児島県(1)	伊仙町
沖縄県(7)	座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、伊平屋村、伊是名村、与那国町

教育委員会の現状に関する調査（令和3年度間）

1. 調査の概要

○実施時期

令和4年10月

○調査の対象

全都道府県・指定都市（67）、市区町村教育委員会（1718）（特別区、広域連合（教育委員会の権限に属する事務の全てを処理するものに限る。）等を含み、事務の一部のみを処理するものは含まない。）

【対象期間】

令和3年度間又は令和4年3月31日の状況 ※一部項目については、令和3年5月1日時点

2. 主な質問項目

(1) 総合教育会議について	1
①開催状況について	1
②事務局について	1
③議事録等の作成・公表について	2
④総合教育会議の内容について	3
⑤意見聴取について	5
⑥会議を通じた首長部局との連携について	6
⑦総合教育会議のオンライン開催について	8
⑧総合教育会議以外で教育委員会と首長が意見交換する機会について	9
⑨首長との連携を強化するために総合教育会議を活性化させるための取組	10
(2) 教育委員・教育長等の選任等	11
①教育委員への保護者、スポーツに関する知見を有する者、女性の選任	11
②教育委員の執務環境	13
③教育長が不在となった事例	14
④教育長の任命の手続きについて	14
⑤教育長の再任回数について	14
(3) 教育委員の研修	15
①教育委員の研修の実施について	15
(4) 教育委員会の会議の運営状況、保護者や地域住民への情報発信	16
①教育委員会会議の開催回数	16
②教育委員会会議の開催時間	17
③教育委員会会議の傍聴者の状況	18
④教育委員会会議の議事録等の作成・公表状況	20
(5) 教育委員会会議の運営上の工夫	22
①教育委員会会議の運営上の工夫	22
②教育委員会会議のオンライン開催について	23
(6) 教育委員会と首長との連携	24
①スポーツ・文化・公立社会教育機関に関する事務の所掌の弾力化	24
②教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行の状況	25
(7) 事務の共同処理について	26
①市区町村における事務の共同処理	26
(8) 教育委員会の活動状況についての点検・評価	29
①点検・評価の実施状況	29
②学識経験者等の知見の活用状況	30
③点検・評価結果の議会への報告、一般への公表の状況	31
(9) 教育委員会事務局職員の専門性	33
①教育委員会事務局における専門職員の採用	33
②事務局職員の人事異動について	35
(10) 指導主事等の配置・訪問支援	36
①指導主事等の配置状況	36
②都道府県教育委員会による支援の状況	38

(1) 総合教育会議について

首長と教育委員会が、相互に連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、地教行法第1条の4に基づき、首長と教育委員会の協議及び調整の場として総合教育会議を設けることとされている。

令和3年度は、1年間に都道府県・指定都市で平均1.5回（令和2年度間：平均1.8回）、市区町村で平均1.3回（同：平均1.4回）開催されており【図1】、引き続き、教育大綱に関する協議のほか、学校施設の整備やICT環境の整備、いじめ防止対策や学力向上に関する施策等の様々な内容について取り上げられている【表1】。

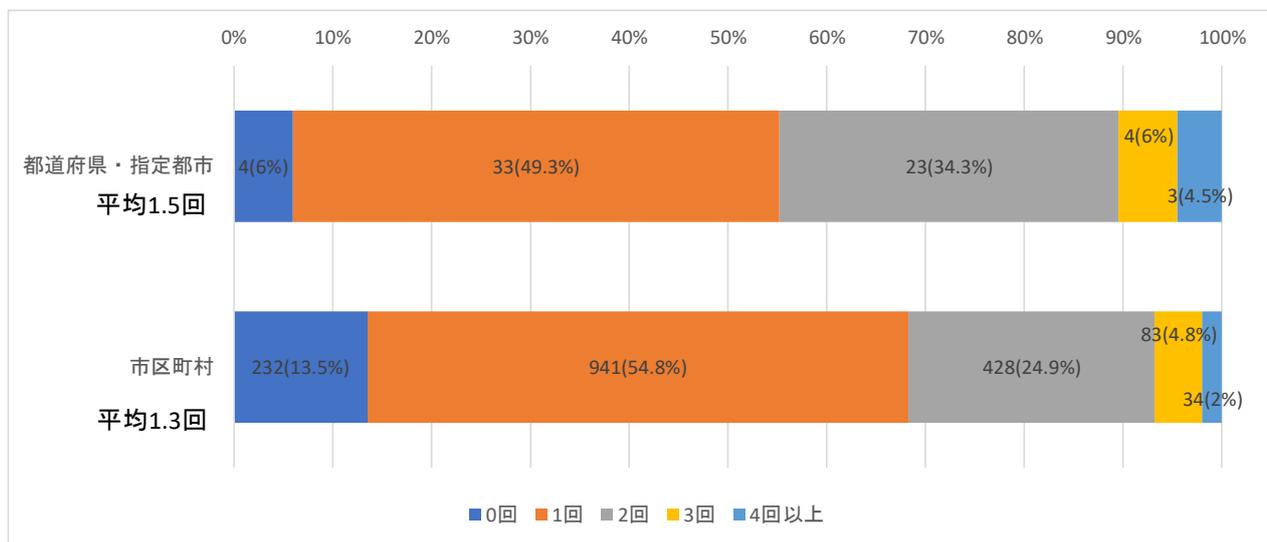
総合教育会議の開催に当たっては、首長が総合教育会議に先立ち有識者から意見を聴取する取組や、学校現場への視察を踏まえた会議の実施等、その活性化に向けて様々な工夫を行っている自治体もみられた【表4】。

また、各自治体におけるオンラインでの総合教育会議の開催実績は【図7】のとおりであり、都道府県・指定都市では27.0%（同：22.9%）の自治体においてオンラインにより開催された。

①開催状況について

【図1】総合教育会議の開催回数

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）

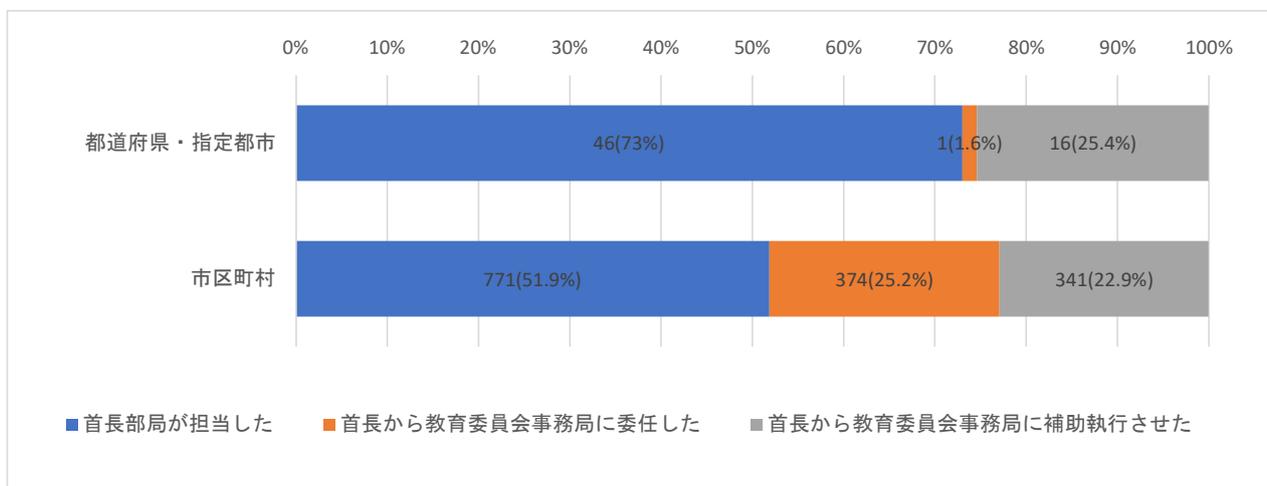


②事務局について

【図2】総合教育会議の事務局について

※未開催は除く

回答数：都道府県・指定都市（63）、市区町村（1486）

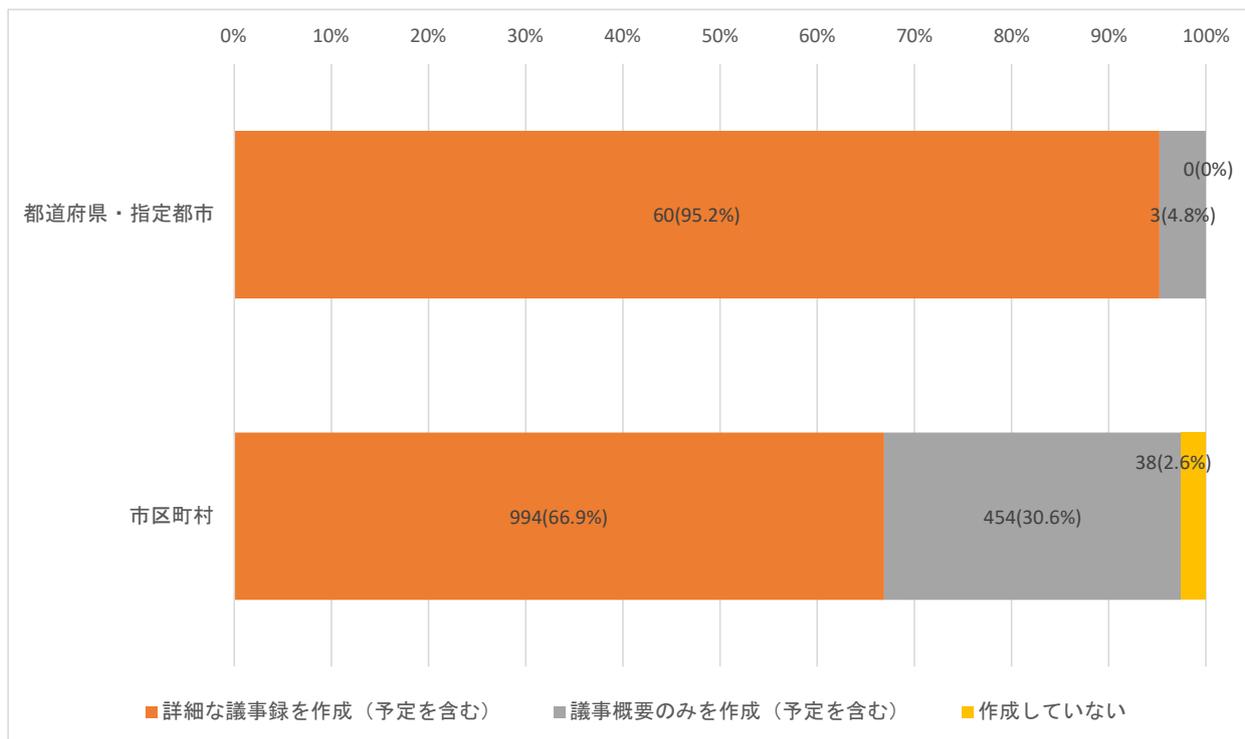


③議事録等の作成・公表について

【図3】議事録等の作成について

※未開催は除く

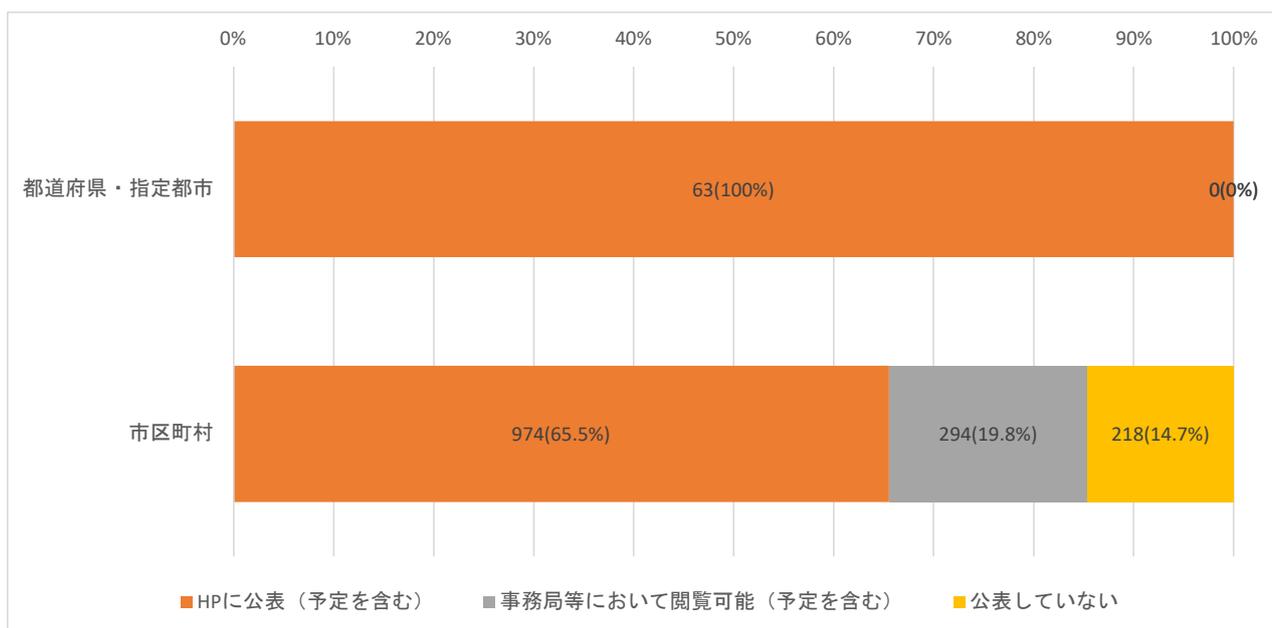
回答数：都道府県・指定都市（63）、市区町村（1486）



【図4】議事録等の公表について

※未開催は除く

回答数：都道府県・指定都市（63）、市区町村（1486）



④総合教育会議の内容について

【表1】総合教育会議の内容について（複数回答）

総合教育会議の内容		都道府県 指定都市	市区町村
①	大綱の策定に関する協議	16	535
②重点的に講ずべき施策についての協議・調整	ア) 学校等の施設の整備（学校の耐震化を含む）	7	433
	イ) 教職員の定数の確保	4	107
	ウ) 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携	4	239
	エ) 青少年健全育成と生徒指導の連携	3	156
	オ) 居所不明の児童生徒への対応	0	18
	カ) 福祉部局と連携した総合的な放課後対策	2	95
	キ) 子育て支援	6	254
	ク) 教材費や学校図書費の充実	1	140
	ケ) ICT環境の整備	24	646
	コ) 学校における1人1台端末環境の利活用	27	576
	サ) 就学援助の充実	3	131
	シ) 学校への専門人材や支援員の配置	10	256
	ス) 学校の統廃合	5	318
	セ) 少人数教育の推進	5	113
	ソ) 学力の向上に関する施策	14	428
	タ) いじめ防止対策	14	288
	チ) コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の地域とともにある学校づくり	11	385
	ツ) 学校安全の推進	6	187
	テ) スポーツを通じた健康増進や地域活性化	5	207
	ト) 学校における防災対策や、災害発生時の対応方針	4	115
	ナ) 教職員の働き方改革	9	248
	ニ) 福祉、労働、スポーツ、文化等の関係部局と連携した障害者の生涯学習推進	1	71
	ヌ) 社会教育施設に関すること	2	284
	ネ) 文化振興に関すること（文化財保護を除く）	5	243
	ノ) 文化財保護に関すること	3	224
	ハ) その他	38	396
③	児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整	2	34
④	総合教育会議の運営に関し必要な事項	4	133
⑤	その他（①～④の事項以外）	12	286

②重点的に講ずべき施策についての協議・調整 ハ) その他の内容

若者の県内定着に向けた産・学と連携した取組の推進について、ネット・ゲーム依存予防対策の推進について、スポーツの振興について、新型コロナウイルス感染症対策の社会変革等を見据えた今後の学校教育について、子どもの貧困対策について、スクールロイヤーについて、ヤングケアラー支援について、デジタル教科書の導入について、教職員ストレスチェックについて、スクールバスの運用について、小中学校の2学期制移行について、中学生海外派遣事業について 等

⑤その他の主な内容

市長部局と教育委員会の連携施策について、教職員住宅の改修等に向けた検討について、文化福祉センター施設設備の老朽化及び更新について、地教行法の特例による組織機構改革について、市長が進めるまちづくりについて 等

⑤意見聴取について

【表2】意見聴取の実施について

関係者又は学識経験者を有する者から意見を聴いた回数

※未開催は除く

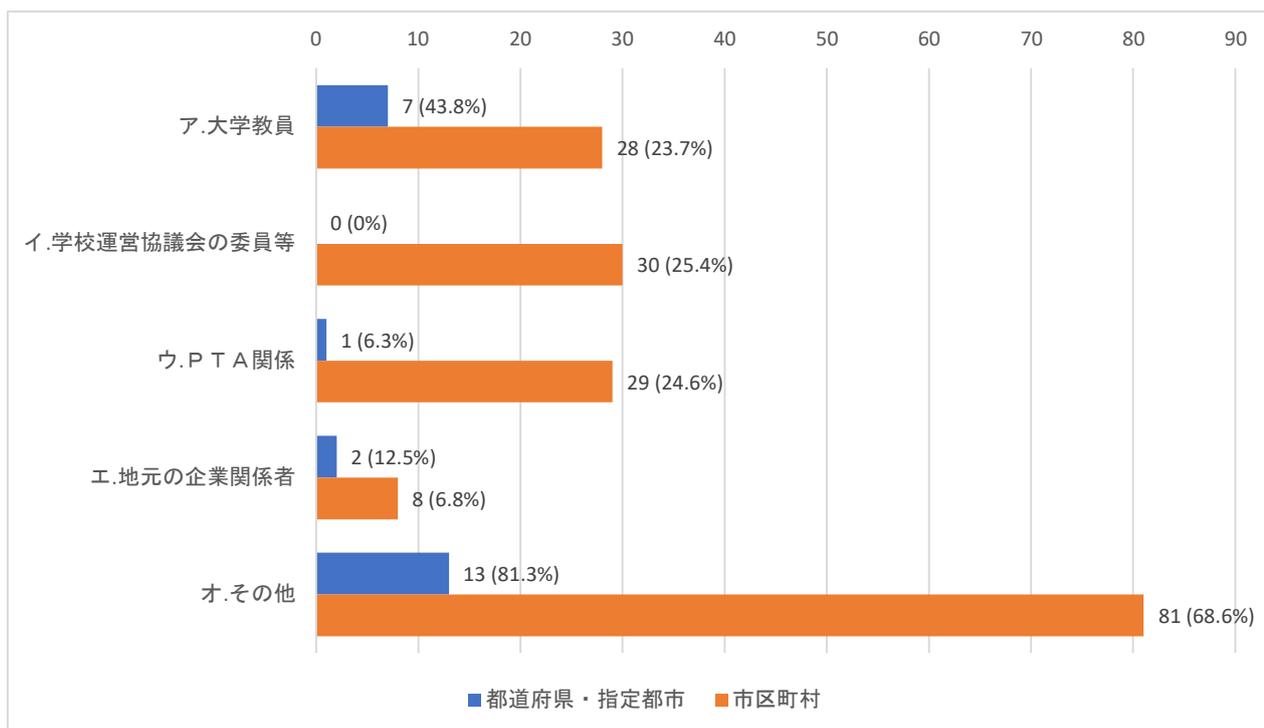
回答数：都道府県・指定都市（63）、市区町村（1486）

	都道府県・指定都市	市区町村
0回	47	1368
1回	11	73
2回	1	20
3回	2	14
4回	2	3
5回以上	0	8

【図5】意見聴取者について（意見聴取を実施した教育委員会数に占める割合）

※関係者又は学識経験者を有する者から1回以上意見を聴いた場合のみ回答

回答数：都道府県・指定都市（16）、市区町村（118）



その他の主な回答

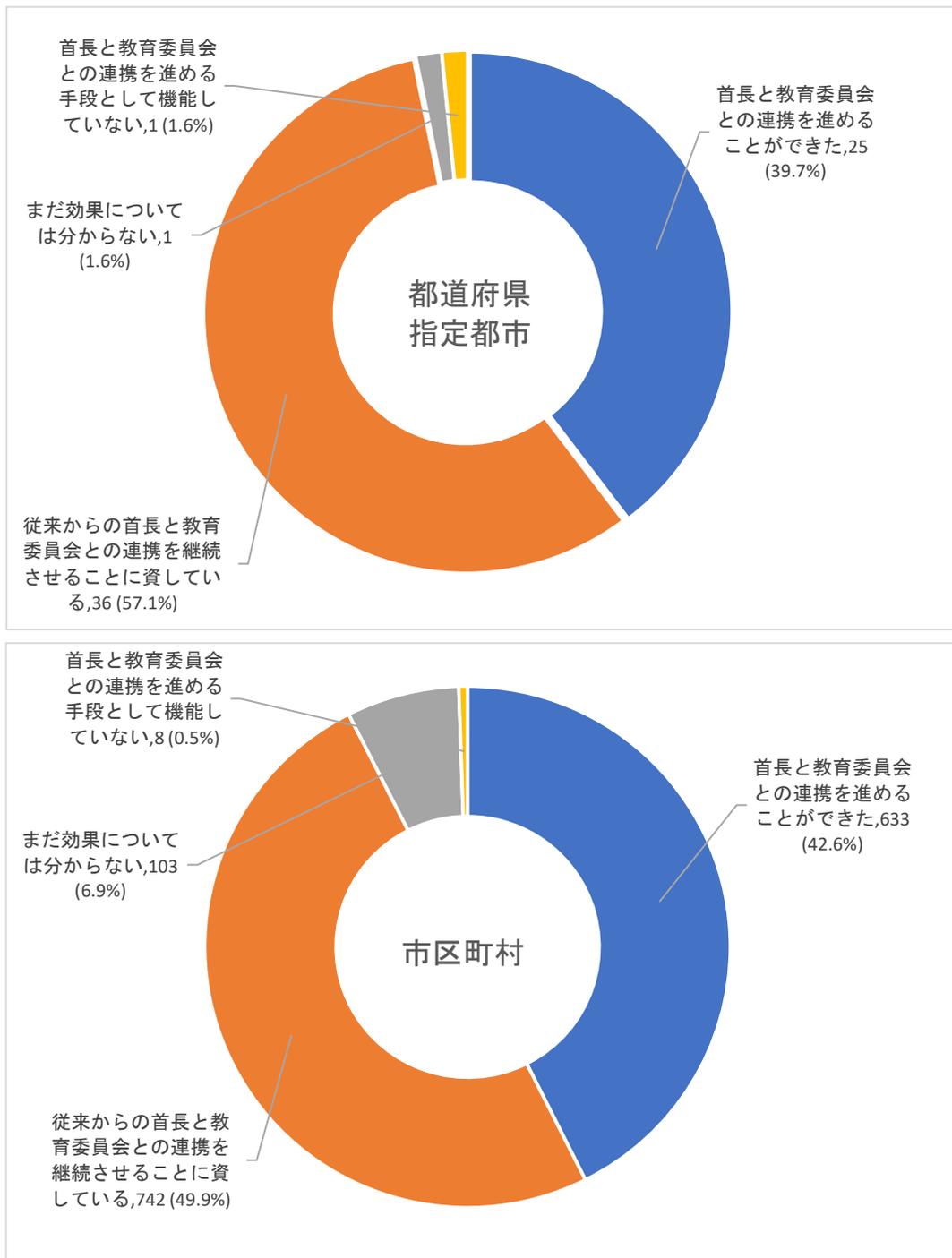
医療関係者、NPO関係者、私立学校長、スポーツ・文化芸術関係者、小・中学校長会会長、小・中学校長、民間教育事業者、弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、パブリックコメントの実施 等

⑥会議を通じた首長部局との連携について

【図6】総合教育会議を通じた首長と教育委員会の連携について

※未開催は除く

回答数：都道府県・指定都市（63）、市区町村（1486）



【表3】連携強化により得られた成果事例、新規施策等について

【都道府県】

- ・総合教育会議において、個別支援教育やヤングケアラーへの支援に関する議論を深めたことにより、福祉部局との連携を効果的に進めることができた。
- ・総合教育会議において、コロナ禍における今後の県立高等学校の教育のあり方について議論を深めたことで、首長と教育委員会の課題認識の共有に資することができた。
- ・総合教育会議において、課題解決型教育や特別支援教育に関する議論を深めたことにより、関連事業の予算が拡充された。
- ・総合教育会議において、いじめ防止対策やヤングケアラー支援に関する議論を深めたことにより、令和4年4月の相談支援センター開設につながった。
- ・総合教育会議において、県立高校への県外生徒の受入について議論することにより、入試制度を見直し、県外生徒の募集条件の緩和につながった。
- ・総合教育会議において、地域と連携した高等学校教育の在り方に関して検討し、学校と地域社会との連携を進めるためのプラットフォームづくりに向けた「探究シンポジウム」の開催につながった。
- ・総合教育会議において、首長が小学生のプログラミング学習を参観し、県で開発したCBTシステムを体験することで、教育のDXに係る情報共有を図ることができた。

【指定都市】

- ・総合教育会議において、「キャリア教育の推進」について、経済局との連携により、市立中学生と市内の企業が、市の新たな可能性を発見し、イノベーションを起こす探究学習プログラムを開始した。
- ・令和3年度総合教育会議において、本市の中学校給食の在り方について議論を深めたことにより、市長及び教育長を本部長とする「学校給食改革本部」が設置され、市長部局と教育委員会がそれぞれの役割の下で連携して一体的に検討を進める体制を整えることができた。
- ・総合教育会議において、コミュニティ・スクールについて議論することにより、市長部局と教育委員会がともにコミュニティ・スクールの果たす役割の重要性を再確認し、実効性のあるものにするための方向性などについて協議することができた。
- ・「ICT教育の推進」について議論を深めたことで、小・中学生全学年への一人一台端末の整備が完了するとともに、令和4年度にGIGAスクール運営支援センターを新設し、ICT支援員の配置が拡充された。

【市区町村】

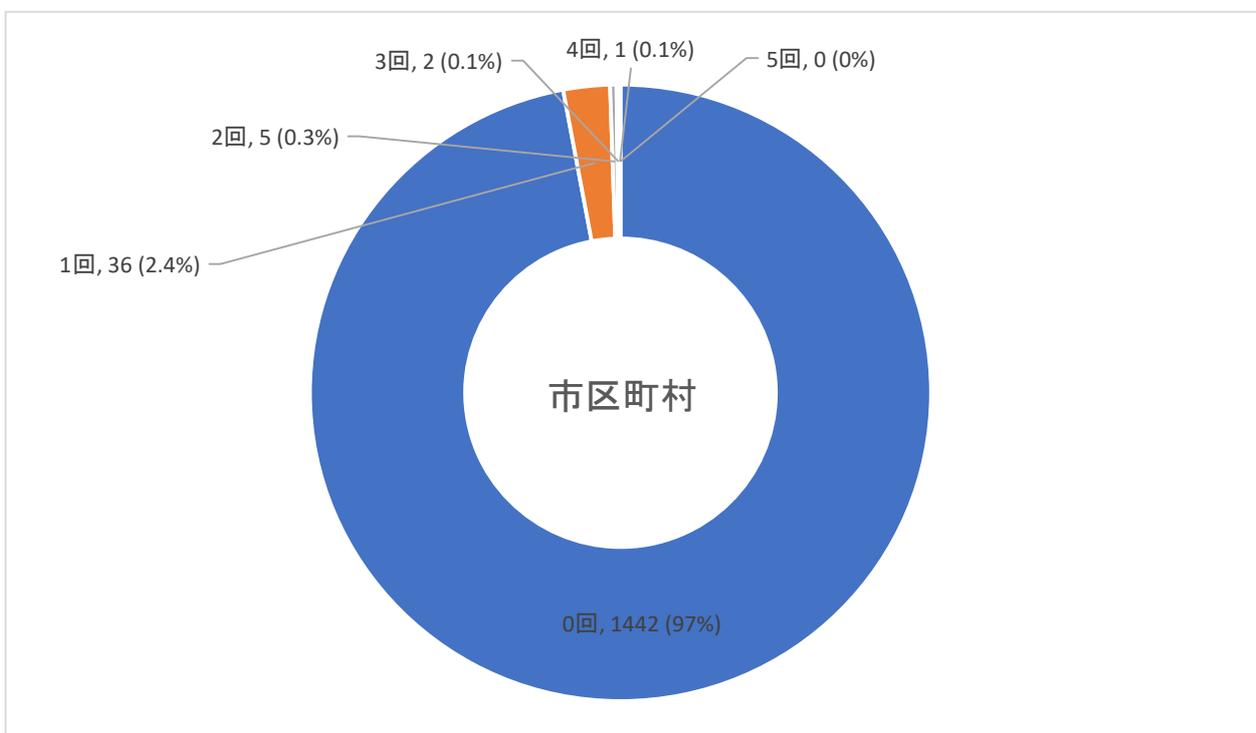
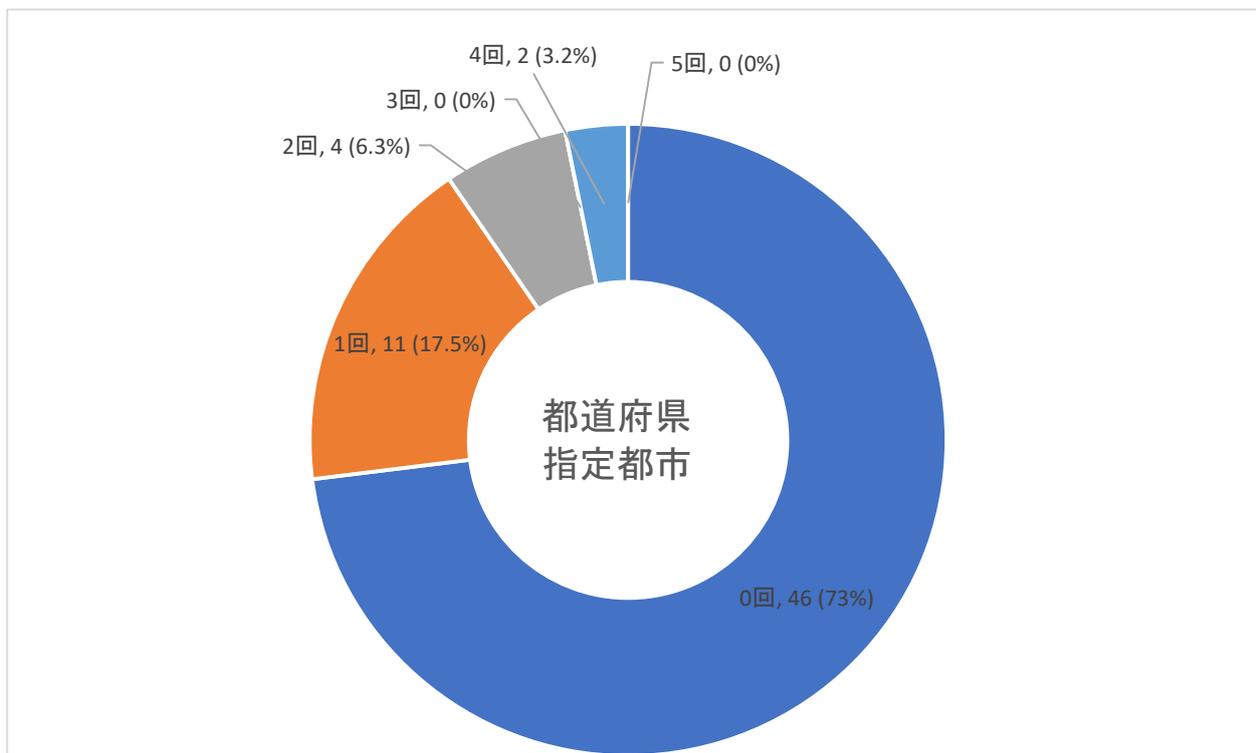
- ・いじめ防止対策推進法に基づく組織体制整備や不登校、いじめの状況報告等を行うことにより、市長部局と情報の共有を行い共通認識を図ることができた。
- ・コミュニティ・スクールに関する議論を深めたことにより、翌年度からコミュニティ・スクールアドバイザーを配置することとなった。
- ・学力向上に係る施策や特別支援教育の充実に関する議論を深めたことにより、学校図書館支援員の新規配置など教育環境の充実につながった。
- ・教育課題を論議することにより、指導主事の配置が（R4年4月から）可能になった。
- ・適応指導教室や補導等を担う青少年教育センター（青少年センター機能と教育支援センター機能を併せ持った施設に類似）の在り方の議論をしたことで、市長部局で所管する子どもや家庭に関する福祉、保健政策との連携が進んだ。
- ・多様化する学校課題に対応するためのスクールロイヤーについて意見交換を行い、早期に制度を導入する方向で市長部局との合意ができた。
- ・子育て支援の議論により、多子世帯の給食費支援につながった。

⑦総合教育会議のオンライン開催について

【図7】総合教育会議のオンライン開催について

※未開催は除く

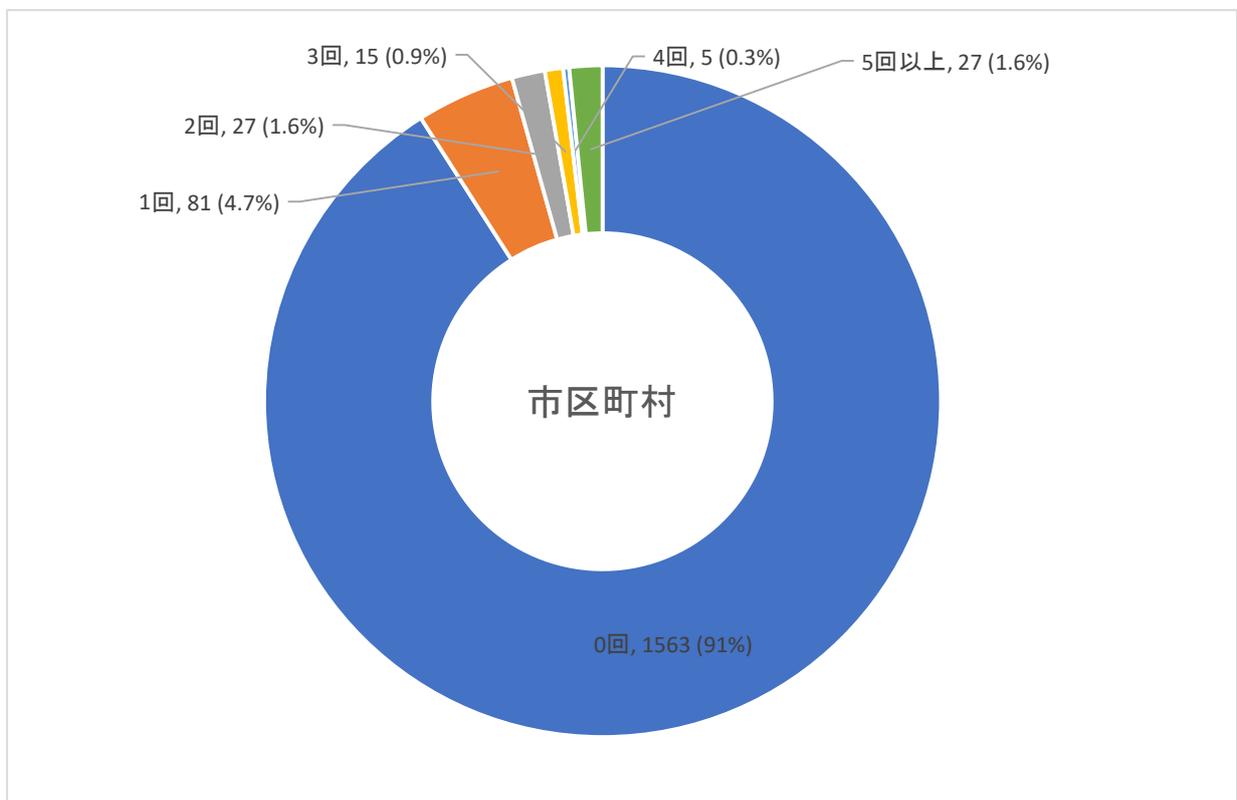
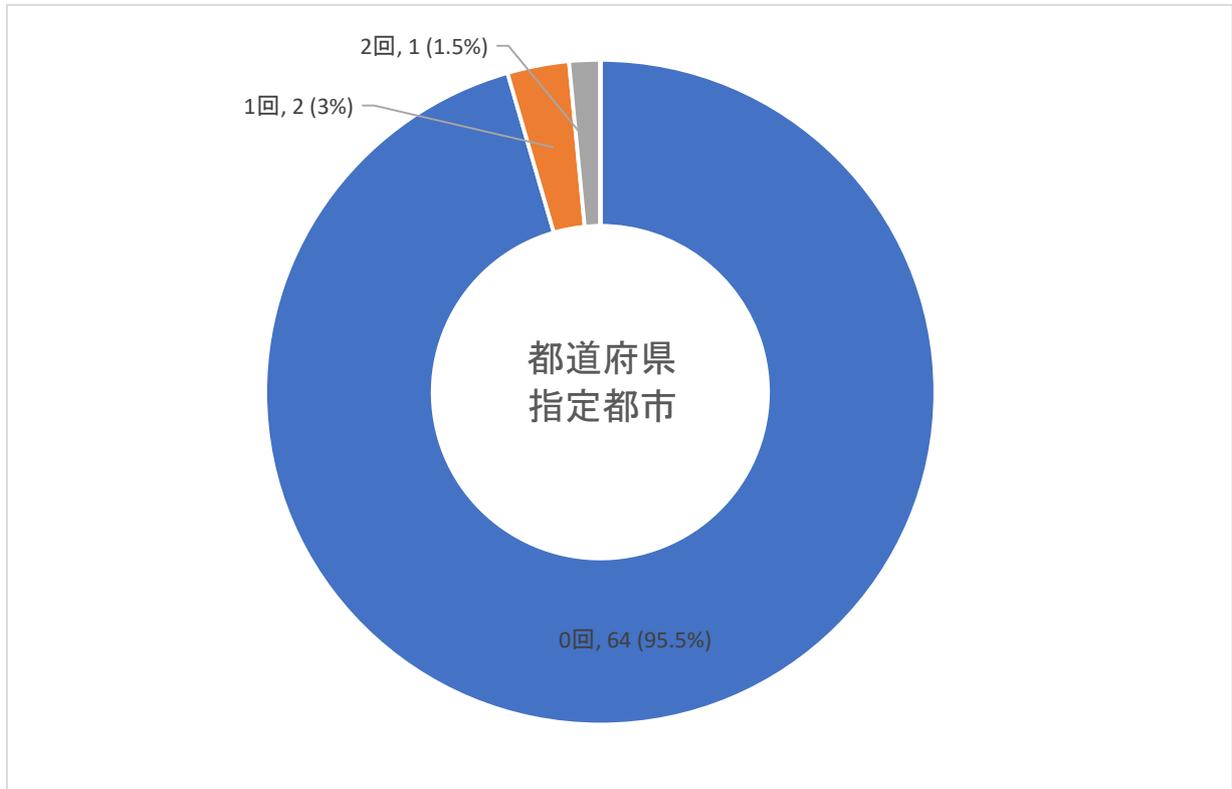
回答数：都道府県・指定都市（63）、市区町村（1486）



⑧総合教育会議以外で教育委員会と首長が意見交換する機会について

【図8】総合教育会議以外で教育委員会と首長が意見交換する機会について

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）



⑨首長との連携を強化するために総合教育会議を活性化させるための取組

【表4】

【都道府県】

- ・総合教育会議とは別途、知事と教育委員との意見交換の場を設定し、より有意義な意見交換が行えるよう工夫している。
- ・首長との連携強化をより進めるため、必要に応じて、年度中に複数回の総合教育会議を開催している。また、学校現場を知る校長によるテーマに沿った事例発表を行うことで、より議論を深められるように取り組んでいる。
- ・総合教育会議における協議をより社会全体の意見を反映したものとするため、総合教育会議に先立ち、外部委員会を開催し、知事が様々な分野の有識者から意見を聴取している。
- ・総合教育会議の議題について、各教育委員に議題を募集するなど積極的な参加を促した。等

【指定都市】

- ・総合教育会議のテーマに沿った学校現場を視察した。
- ・校園長会や各種PTA連絡協議会が出席する拡大版総合教育会議を実施した。
- ・協議題の選定や会議資料の作成等に当たって、事務局を担う市長部局の担当課と教育委員会の事務局とが連絡を密にし、総合教育会議における協議の充実を図った。等

【市区町村】

- ・首長と教育委員が学校に導入された多機能大型ディスプレイやタブレット端末を活用した授業を体験した。
- ・総合教育会議前に資料を事前配布し、要点を確認してもらう。
- ・年度当初に学校長から経営方針を説明し、首長部局の理解を深める。
- ・総合教育会議の開催日を定例の教育委員会議後に設定し、教育委員が参加しやすい環境づくりを行った。
- ・次年度当初予算に繋がるよう予算要求時期に開催している。
- ・首長部局から、副市長及び各部長、予算部門及び企画調整部門の管理職等が出席している。
- ・総務部総務課（市長部局）と教育局教育総務課（教育局）が同席して、首長への事前レクを行っている。

(2) 教育委員・教育長等の選任等

①教育委員への保護者、スポーツに関する知見を有する者、女性の選任

地教行法第4条第5項では、教育委員を任命するに当たっては、委員のうちに必ず保護者が含まれるようにしなければならないこととされている。

令和4年3月31日時点で、保護者である委員が不在となっている教育委員会は、都道府県・指定都市で3.0%（令和2年度：1.5%）、市区町村で3.7%（同：3.0%）となっている【図9】。

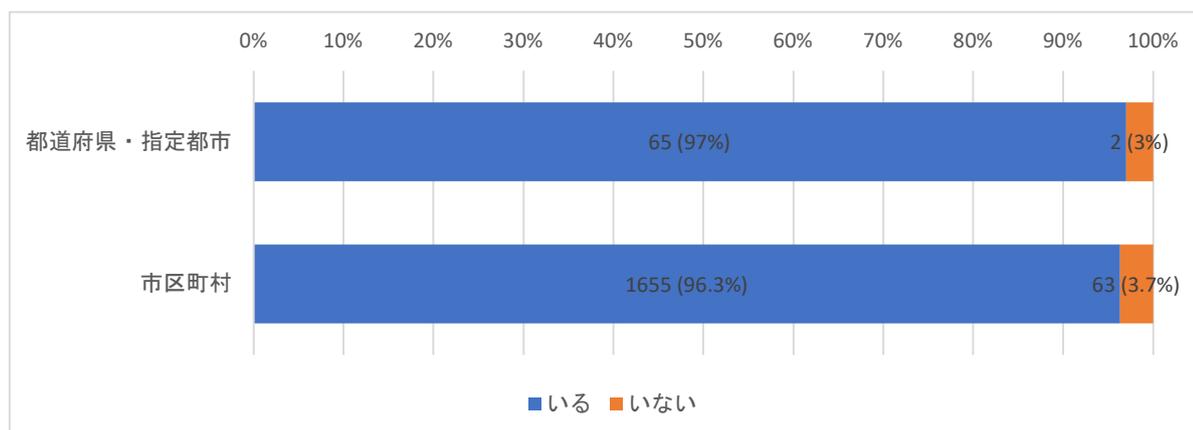
不在となっている主な理由は、選任時に保護者だった委員の子供が成人し、調査時点において、保護者ではなくなったことが挙げられる。

また、令和3年5月1日時点で、女性の教育委員が選任されていない教育委員会は、30自治体（令和元年5月1日時点：44自治体）であり、うち15自治体が令和3年5月2日以降、すでに女性の教育委員を選任済みであるもしくは選任予定がある【図11】。女性教育委員が選任されていない理由としては、適任者がいないこと等が挙げられる。

令和4年3月31日時点で、スポーツに関する知見を有することを選任理由の一つとして選任を行った教育委員が含まれている教育委員会は、都道府県・指定都市で23.9%（平成30年度：28.4%）、市区町村で6.5%（同：10.2%）となっている【図12】。

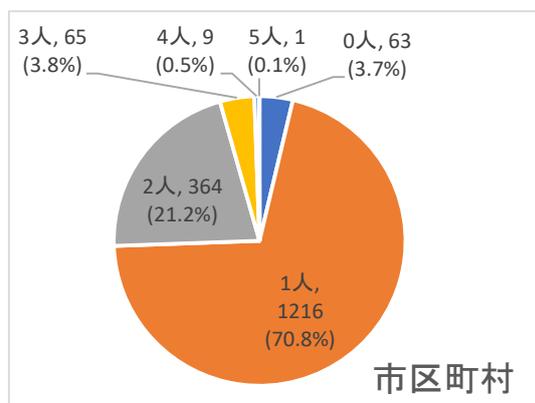
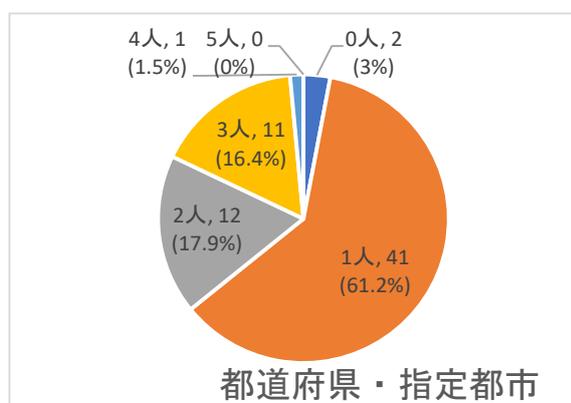
【図9】教育委員への保護者の選任の有無

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）



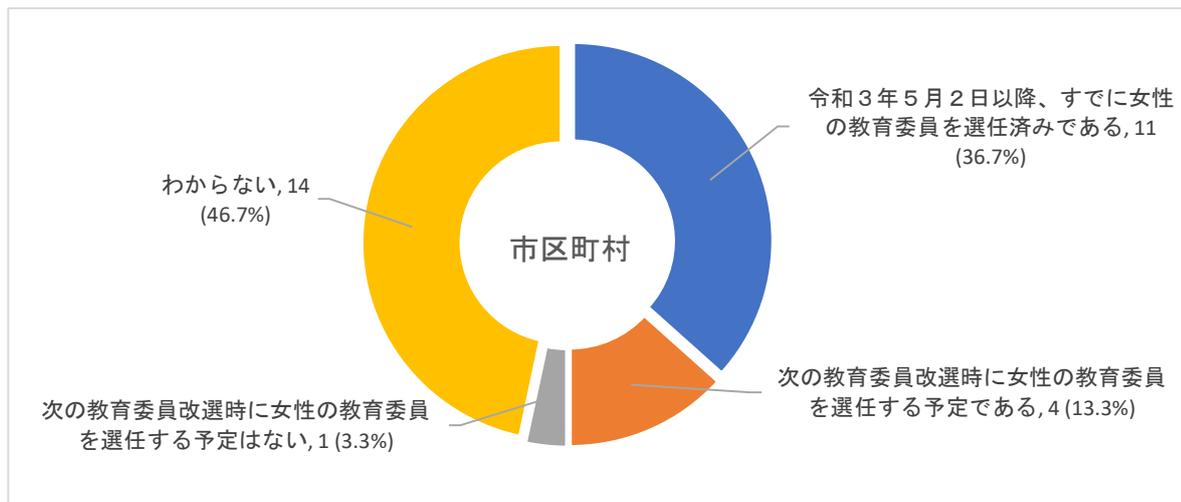
【図10】保護者である委員の数

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）



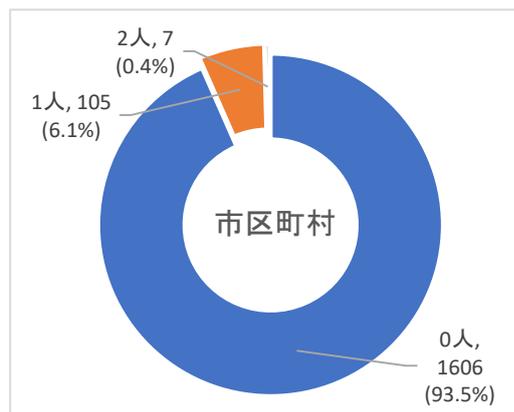
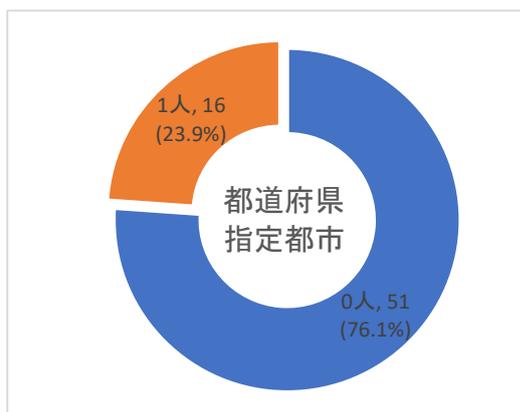
【図11】女性教育委員の選任予定

※教育行政調査（令和3年度）において、女性教育委員がない自治体（30）を対象に調査



【図12】スポーツに関する知見を有することが選任理由

○スポーツに関する知見を有することを選任理由の一つとして選任された委員の数
 回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）

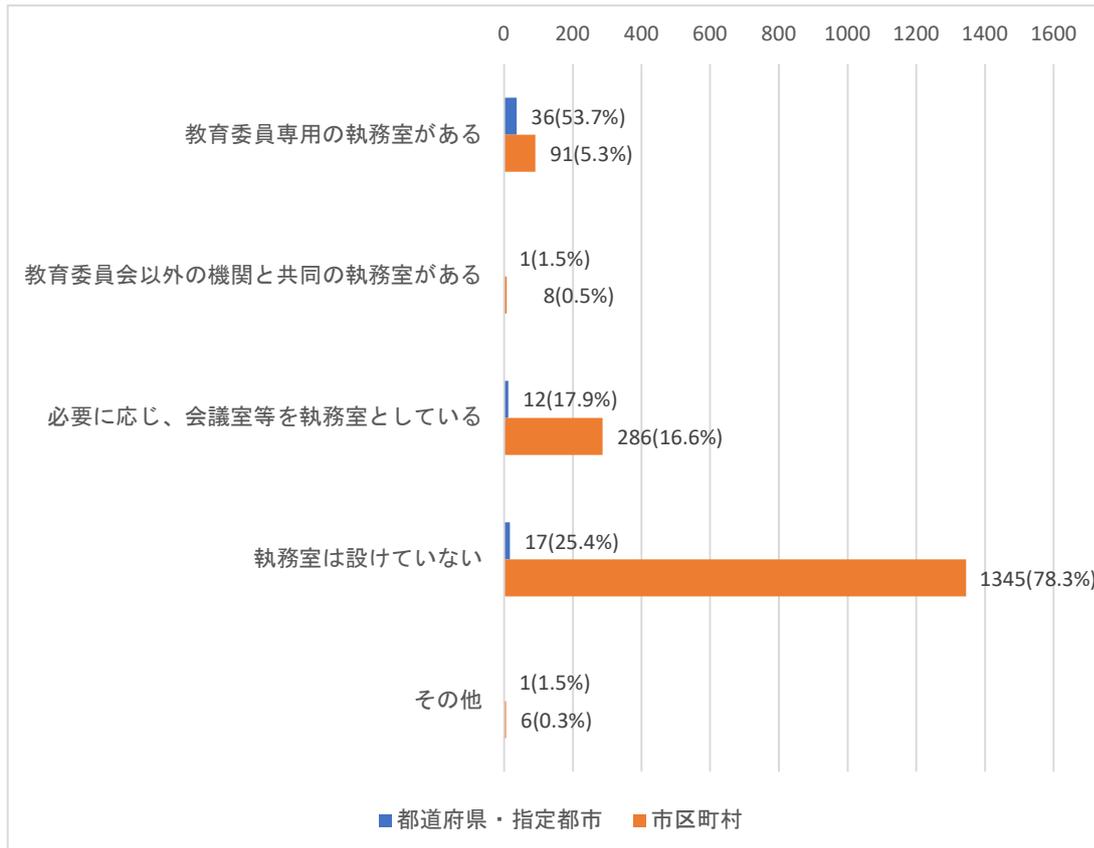


②教育委員の執務環境

教育委員の執務環境について、「教育委員専用の執務室がある」都道府県・指定都市は53.7%（平成30年度:56.7%）、市区町村で5.3%（同:6.6%）になっている。また、「必要に応じ、会議室等を執務室としている」都道府県・指定都市は17.9%（同:22.4%）、市区町村で16.6%（同:21.7%）になっている。一方、執務室を設けていない都道府県・指定都市は25.4%（同:20.9%）、市区町村は78.3%（同:74.2%）となっている【図13】。

【図13】教育委員の執務環境（複数回答；全教育委員会数に占める割合）

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）



③教育長が不在となった事例

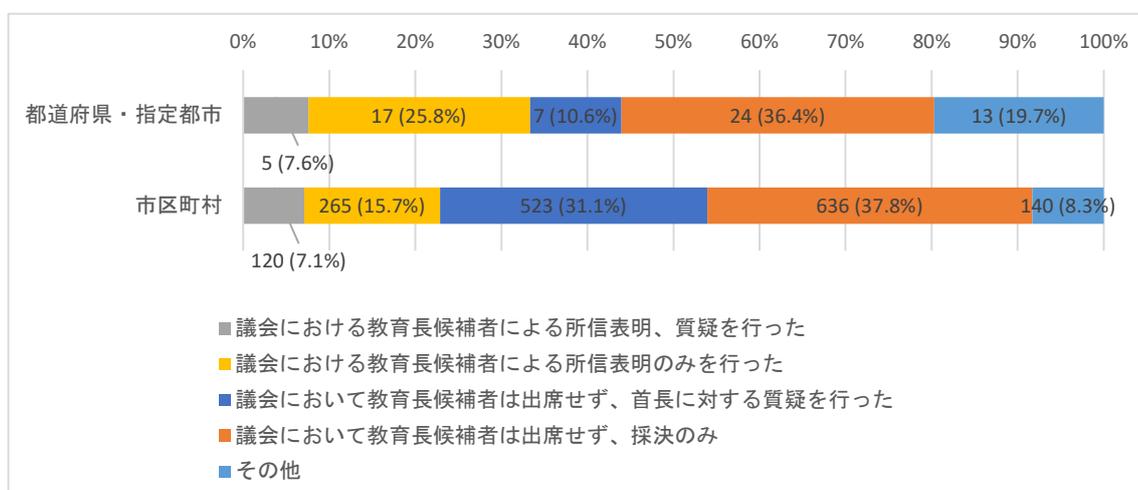
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間において、3か月以上教育長が不在となった事例がある教育委員会は、19市町村（令和2年度間：13市町村）となっている。
 3か月以上教育長が不在となった主な理由は次のとおりである。

- ・選任予定であった候補者が急遽辞退したため。
- ・議会で否決された後、適任者の選定に時間を要したため。

④教育長の任命の手続きについて

地教行法第4条第1項に基づき、教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされている。議会における手続の状況については【図14】のとおりであり、教育長候補者による所信表明や質疑が行われている自治体も存在する。

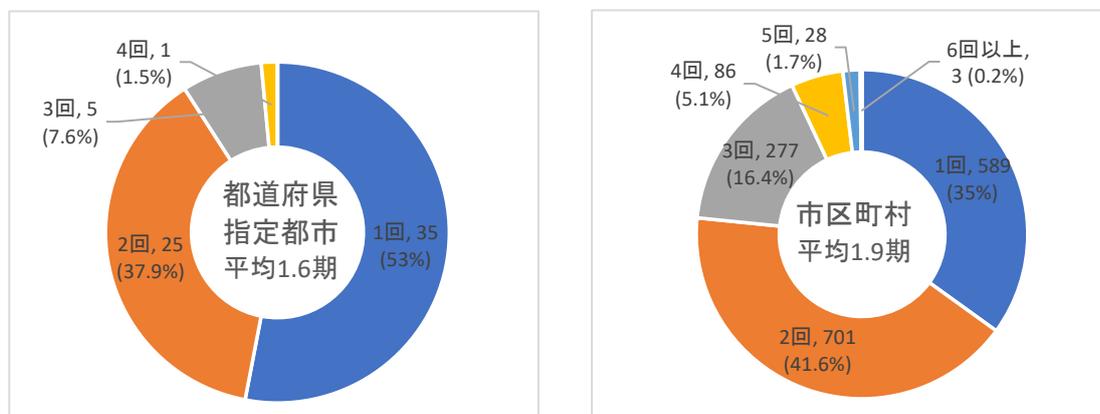
【図14】教育長の任命手続 ※令和4年3月31日時点で教育長がいる自治体のみ回答
 回答数：都道府県・指定都市（66）、市区町村（1684）



⑤教育長の再任回数について

教育長の任期は3年である。令和4年3月31日時点の教育長の再任回数は【図15】のとおりであり、新教育長の平均在任期間は、都道府県・指定都市で1.6期（令和2年度間：1.5期）、市区町村で1.9期（同：1.9期）である。

【図15】教育長の再任回数 ※令和4年3月31日時点で教育長がいる自治体のみ回答
 回答数：都道府県・指定都市（66）、市区町村（1684）



※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日から施行され、新教育長を任命することとなっているが、【図15】は、改正前の旧教育長時からの同一の者の再任も含まれる。

(3) 教育委員の研修

①教育委員の研修の実施について

教育委員は、地方公共団体の教育行政の運営に重要な責任を負っており、職務の遂行に当たっては、不断の研鑽に努める必要がある。このため、教育委員に対する研修を一層充実していくことが求められる。

都道府県教育委員会が域内市区町村の教育委員を対象として開催した研修の回数は【表5】のとおりであり、県内の全市区町村を対象とした研修は年間0.6回（令和2年度間：0.5回、平成30年度間：1.0回）、県内の一部市区町村を対象とした研修は年間1.1回（令和2年度間：1.0回、平成30年度間：1.4回）となっている。また、自教育委員会の教育委員への研修の開催状況は【表6】のとおりであり、都道府県・指定都市で年間4.2回（令和2年度間：3.7回、平成30年度間：6.4回）、市区町村で年間2.1回（令和2年度間：1.0回、平成30年度間：4.4回）となっている。

【表5】 都道府県教育委員会が市区町村教育委員会の教育委員を対象として行った研修の平均年間開催回数（回／都道府県）
回答数：都道府県（47）

都道府県内全市区町村対象	都道府県内一部市区町村対象
0.6	1.1

【表6】（教育委員1人以上が参加した）研修会の平均開催回数（回／自治体）
回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）

都道府県・指定都市	市区町村
4.2	2.1

（４）教育委員会の会議の運営状況、保護者や地域住民への情報発信

①教育委員会会議の開催回数

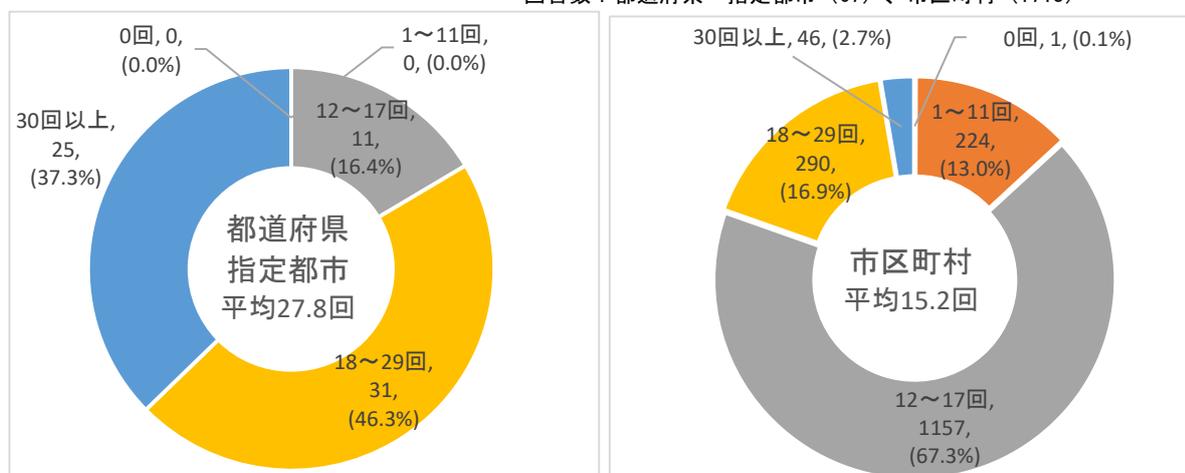
教育委員会がその役割を発揮していくためには、地域住民の意向や所管機関の状況を的確に把握し、活発な議論に基づいて意思決定を行っていくことが重要であるとともに、地域住民への説明責任を果たしていくことが求められる。

令和3年度間の教育委員会会議（意見交換を目的とした委員協議会等の取組を含む。）の平均開催回数は、都道府県・指定都市で27.8回（令和2年度間：28.3回）、市区町村で15.2回（同：15.8回）であり【図16】、引き続き活発な開催が期待される。

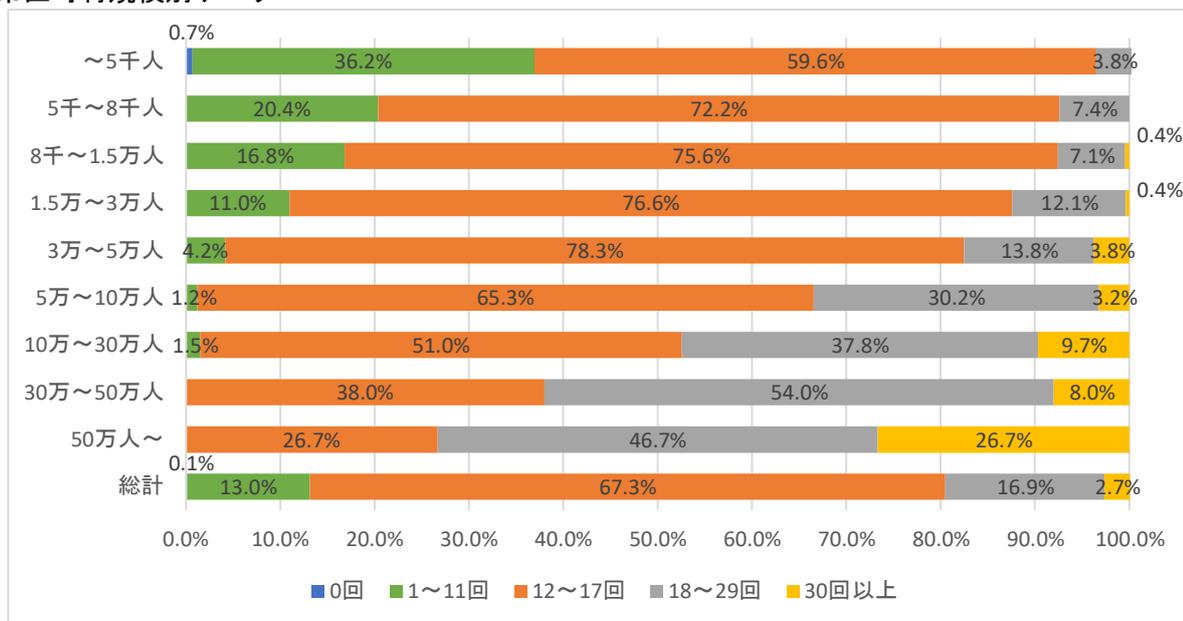
また、教育委員会会議の開催回数を市区町村の規模別に比較すると、人口規模の大きい市区町村ほど開催回数が多くなっている。

【図16】教育委員会会議（委員協議会等を含む。）の開催回数

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）



市区町村規模別データ



②教育委員会会議の開催時間

教育委員会会議（委員協議会等の取組を含む。）1回当たりの平均開催時間は、都道府県・指定都市で1.3時間（令和2年度間：1.5時間）、市区町村で1.3時間（同：1.3時間）となっている。教育委員会会議の1年間の総開催時間の平均は、都道府県・指定都市で36.2時間（同：41.1時間）、市区町村で19.5時間（同：21.2時間）となっている【表7】。

【表7】教育委員会会議（委員協議会等を含む。）の開催時間

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）

○教育委員会会議1回当たりの平均開催時間（時間／回）

都道府県・指定都市	市区町村
1.3	1.3

○教育委員会会議の1年間の総開催時間の平均（時間／年）

都道府県・指定都市	市区町村
36.2	19.5

③教育委員会会議の傍聴者の状況

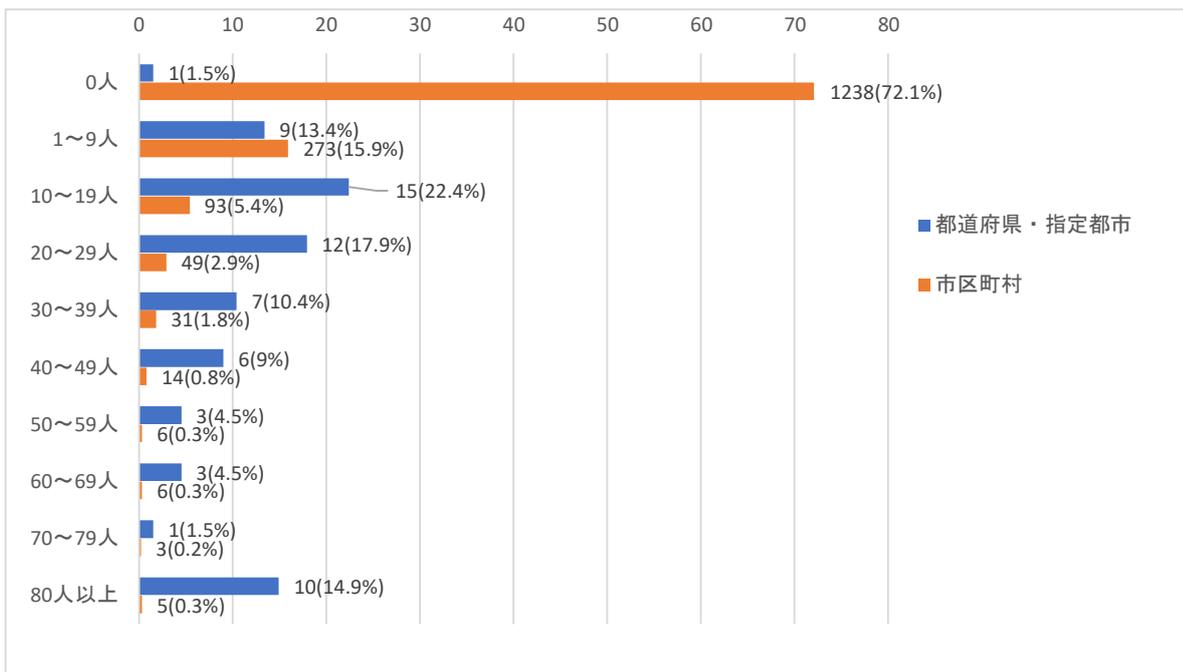
教育委員会会議は原則公開とされている（地教行法第14条第7項）が、教育委員会会議の年間傍聴者総数は、都道府県・指定都市では平均40.4人（令和2年度：62.7人）、市区町村では3.8人（同：6.3人）である。

都道府県・指定都市において、年間傍聴者総数が20人以上である教育委員会の割合が62.7%（同：77.6%）となっている一方で、市区町村においては、年間傍聴者総数が0人である教育委員会の割合が72.1%（同：66.3%）となっている【図17】。

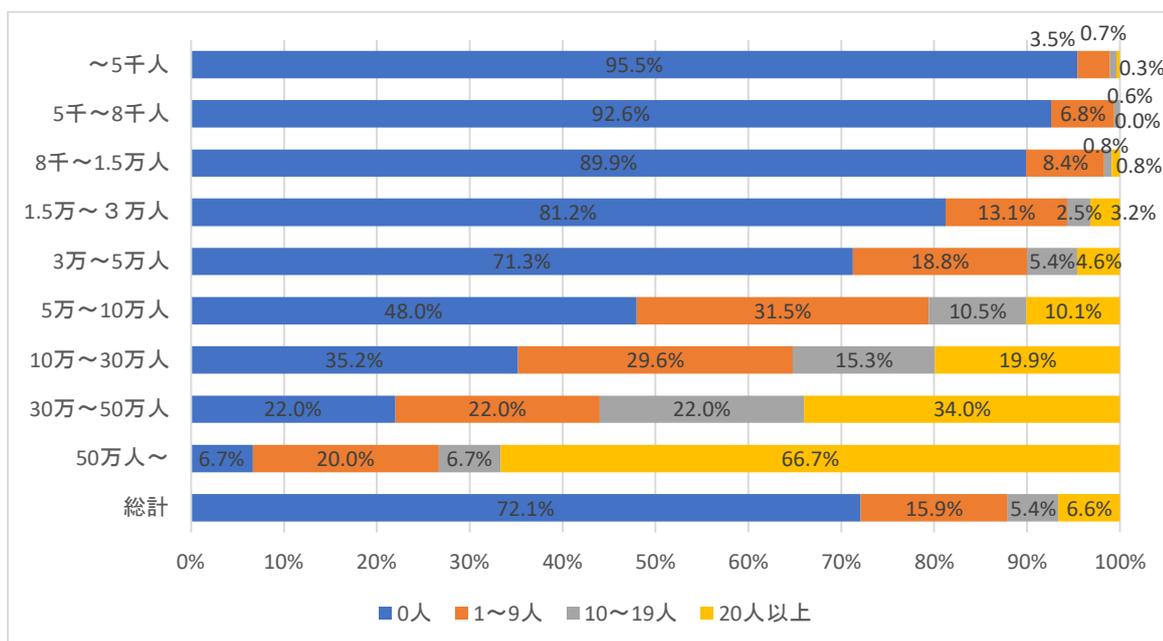
また、都道府県・指定都市では、10.4%（同：7.5%）がオンラインで教育委員会会議の配信を行っている【図18】。

【図17】 教育委員会会議の年間傍聴者総数（全教育委員会数に占める割合）

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）

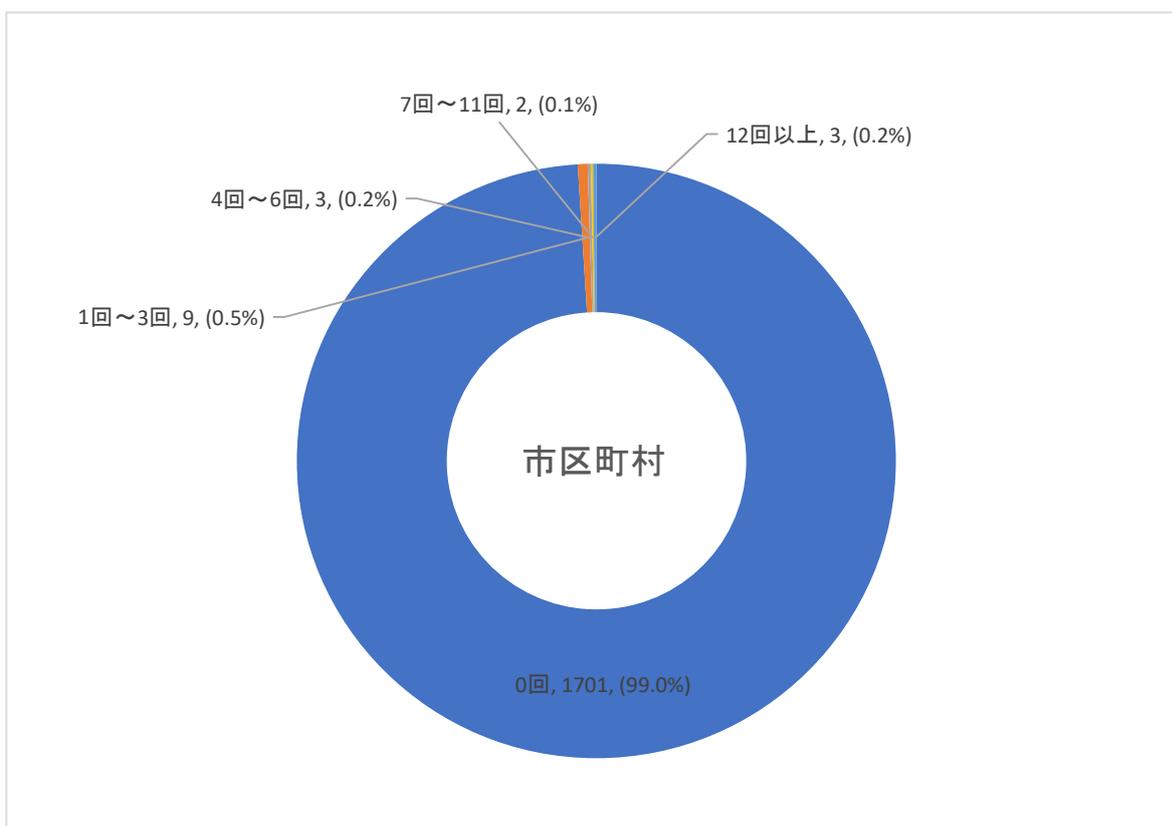
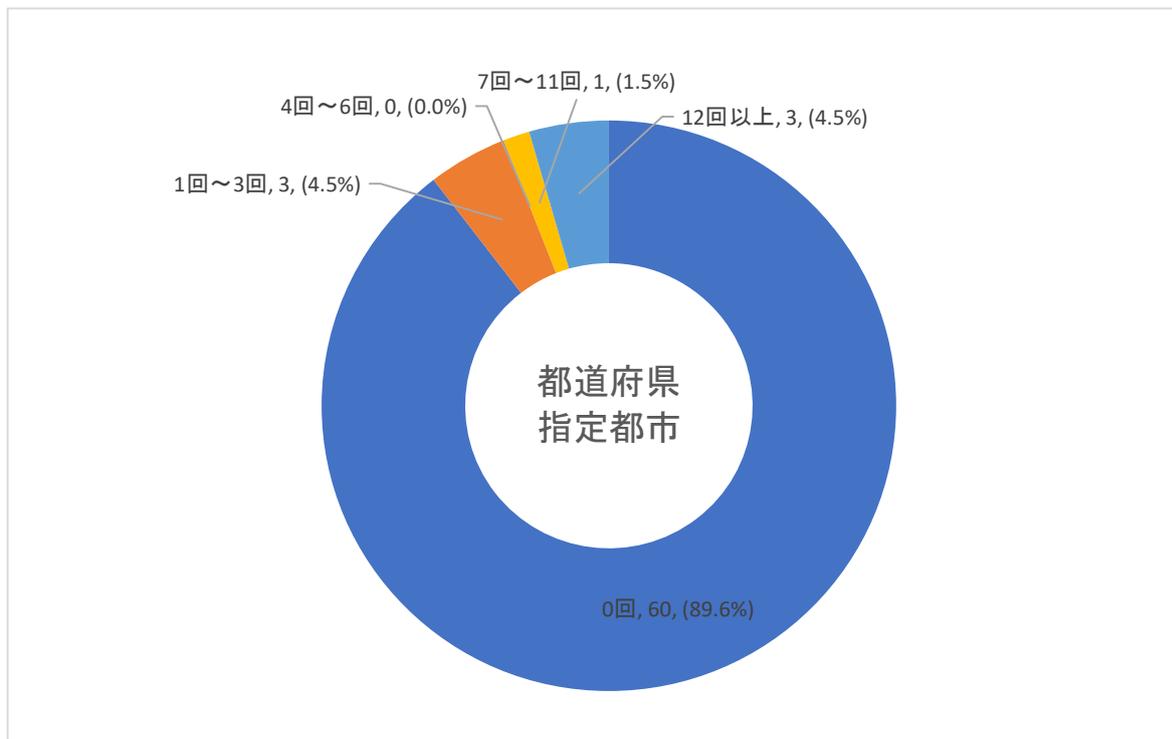


(市区町村規模別データ)



【図18】 オンライン配信での公開を行った会議回数

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）



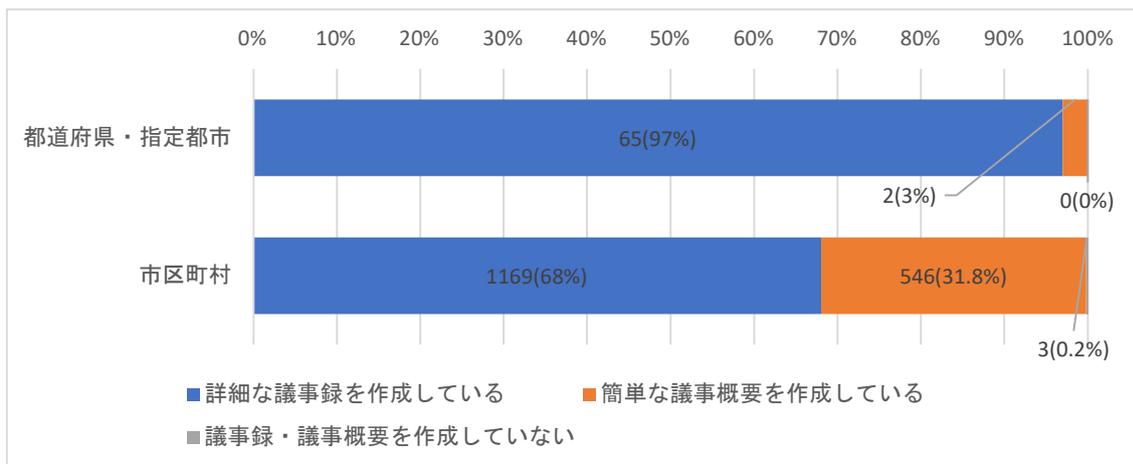
④教育委員会会議の議事録等の作成・公表状況

地教行法第14条第9項では、教育委員会会議の議事録を作成し公表するよう努めなければならないとされている。

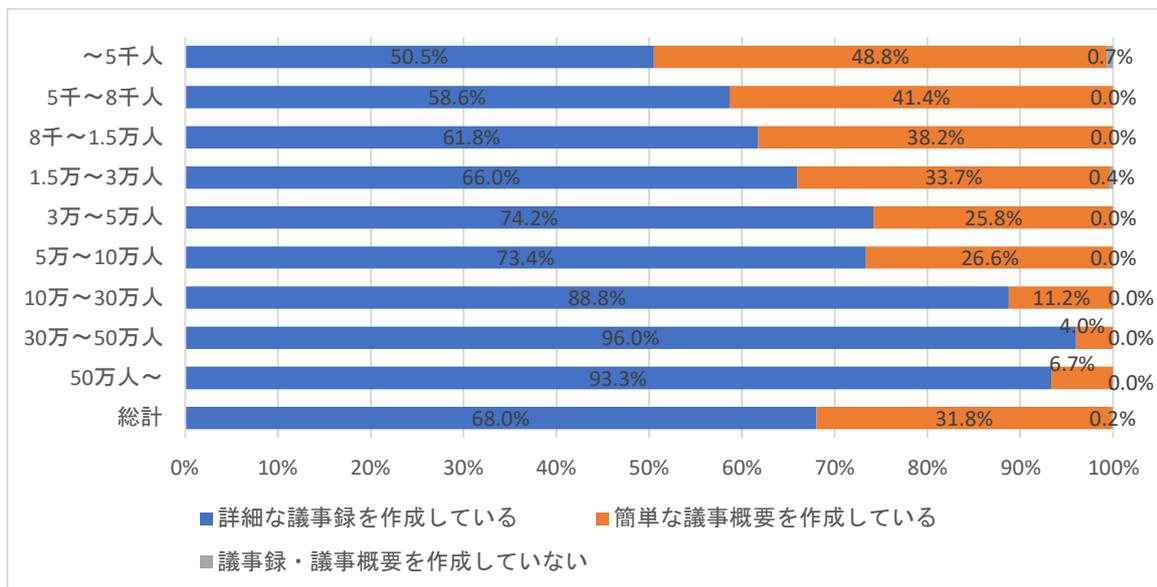
教育委員会会議の議事録もしくは議事概要を作成している教育委員会は、都道府県・指定都市において100%（令和2年度：100%）、市区町村において99.8%（同：99.7%）となっている【図19】。議事録もしくは議事概要を公表している教育委員会は、都道府県・指定都市において100%（同：100%）、市区町村において72.5%（同：71.3%）となっている【図20】。議事録もしくは議事概要の公表方法については、ホームページ（冊子等の作成とホームページの両方を含む）による公表が都道府県・指定都市で100%（同：100%）、市区町村で81.9%（同：79.9%）となっている【図21】。

【図19】 議事録等の作成状況

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）

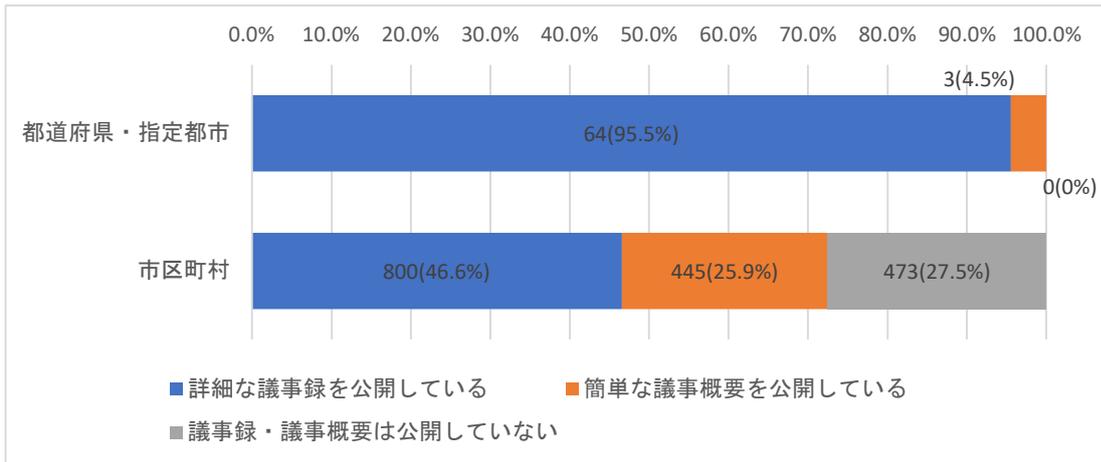


(市区町村規模別データ)

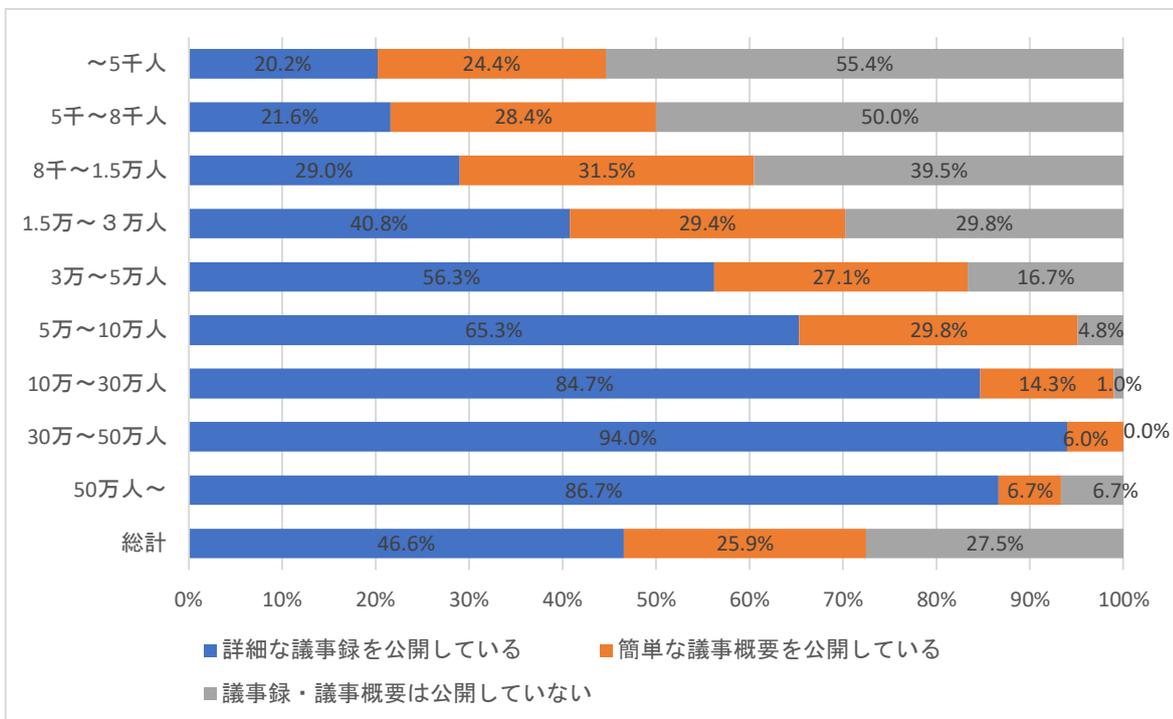


【図20】 議事録の公表状況

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）



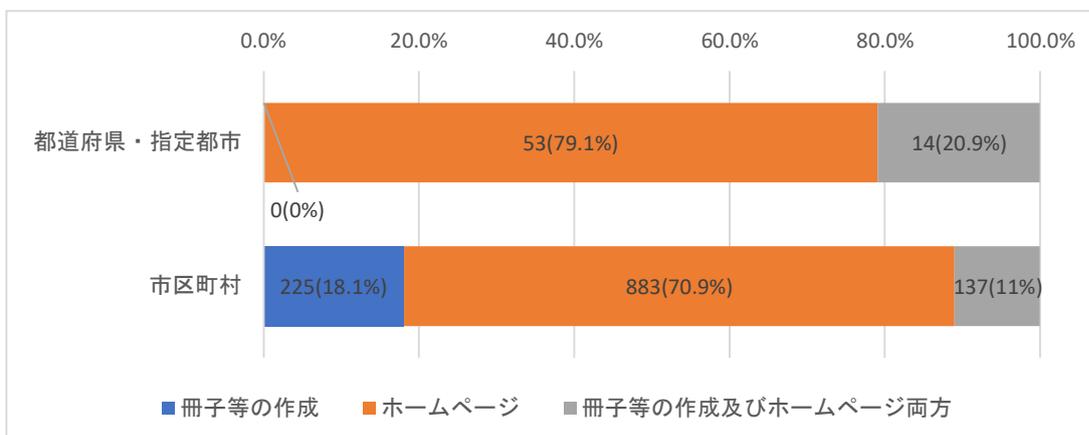
(市区町村規模別データ)



【図21】 議事録の公開方法

※議事録・議事概要を公開している自治体のみ

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1245）



(5) 教育委員会会議の運営上の工夫

地域住民の意向をより一層教育行政に反映したり、教育委員会会議での議論を深めたりするためには、開催時間や場所等の運営方法に工夫が求められる。また、教育委員会会議の議題について、教育委員に事前に資料を配布したり、事前勉強会を実施したりするなどして、教育委員会会議での議論をより活発にしていくことや、教育委員自らの提案による議題の設定等により、教育委員のリーダーシップを発揮していくことが期待される。今後とも、各教育委員会においては教育委員会会議の運営に様々な工夫を講じていくことが必要である。なお、多くの項目において、市区町村の取組は都道府県・指定都市よりも低調となっており、市区町村教育委員会において、一層の運営上の工夫が行われることが望まれる【表8】。

①教育委員会会議の運営上の工夫

【表8】

○運用上の工夫（全教育委員会数に占める割合）

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）

	都道府県・指定都市	市区町村
①土日・祝日の開催	3.0% (3.0%)	2.8% (3.0%)
②夕方以降の時間帯（例えば17:00～）の開催	10.4% (13.4%)	12.2% (12.2%)
③傍聴者が多数入場できる、大規模な会場での開催	26.9% (35.8%)	13.3% (18.9%)
④移動（出張）教育委員会の開催及びそれに準ずるもの	11.9% (11.9%)	11.9% (13.3%)
⑤教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなどして積極的に告知	100.0% (98.5%)	50.5% (45.1%)

※()内は令和2年度間の数値

○教育委員が活発に議論できるような取組の工夫

	都道府県・指定都市	市区町村
①教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催	65.7% (71.6%)	11.2% (13.6%)
②教育委員会会議で委員からの提案に基づき議題を設定	4.5% (1.5%)	5.1% (8.0%)
③教育委員会会議開催前の事前資料の配布	89.6% (97.0%)	69.6% (72.8%)
④教育委員向けの勉強会や意見交換会の開催	55.2% (68.7%)	15.8% (18.9%)
⑤学校訪問を行っている	82.1% (70.1%)	79.6% (74.9%)

※()内は令和2年度間の数値

○その他の工夫の例

- ・市町村教育委員会や県議会議員と県教育委員会委員との意見交換会を実施した。
- ・重要な案件は未成熟な段階から事前に非公開の協議会を開催し、委員の意見を取り入れるとともに、理解を深めていただく機会を設けた。
- ・教育委員会会議議決事項の見直しを行った（決裁事項を減らし、教育課題等に関する協議の時間を確保）。
- ・教育委員会勉強会を開催した（教育委員会会議の報告事項や審議事項について、事前の勉強会を開催）。
- ・学校を訪問し、児童生徒・教職員との交流や意見交換等を通じて、学校現場と教育委員会の相互理解を深めることを目的とするスクールミーティングを実施した。
- ・教育委員会の職員とTeamsを使い積極的に情報を伝えている。教育委員会からiPadを貸与し、必要な情報の共有を図っている。

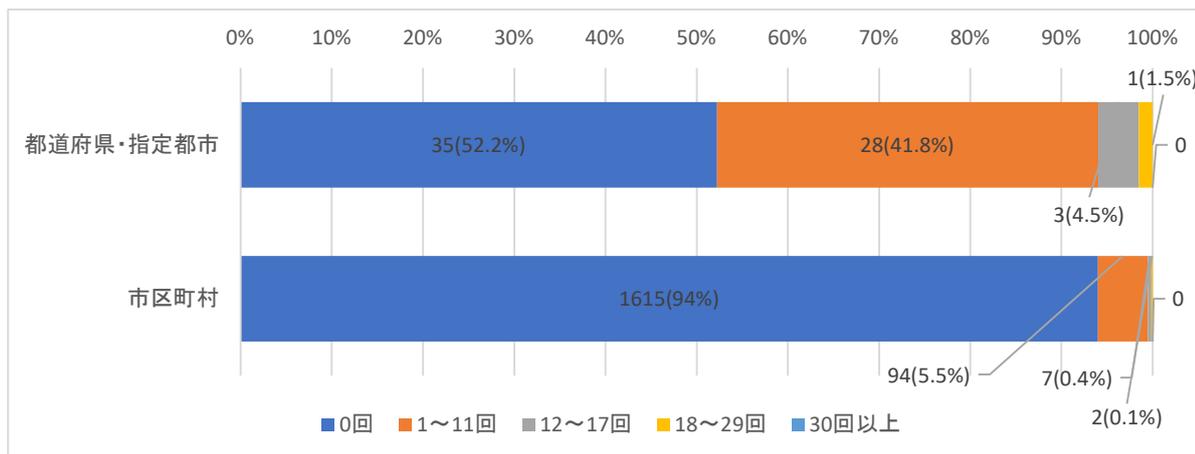
②教育委員会会議のオンライン開催について

文部科学省では、令和2年7月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知において、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議及び教育委員会の会議を開催する場合における考え方を各教育委員会に対して示している。各自治体におけるオンラインでの教育委員会会議の開催実績は【図22】のとおりであり、都道府県・指定都市の47.8%（令和2年度：20.9%）でオンラインによる開催が行われた。

【図22】 オンラインでの教育委員会会議の開催

※一部出席者のみがオンラインで参加する場合も含む

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）



(6) 教育委員会と首長との連携

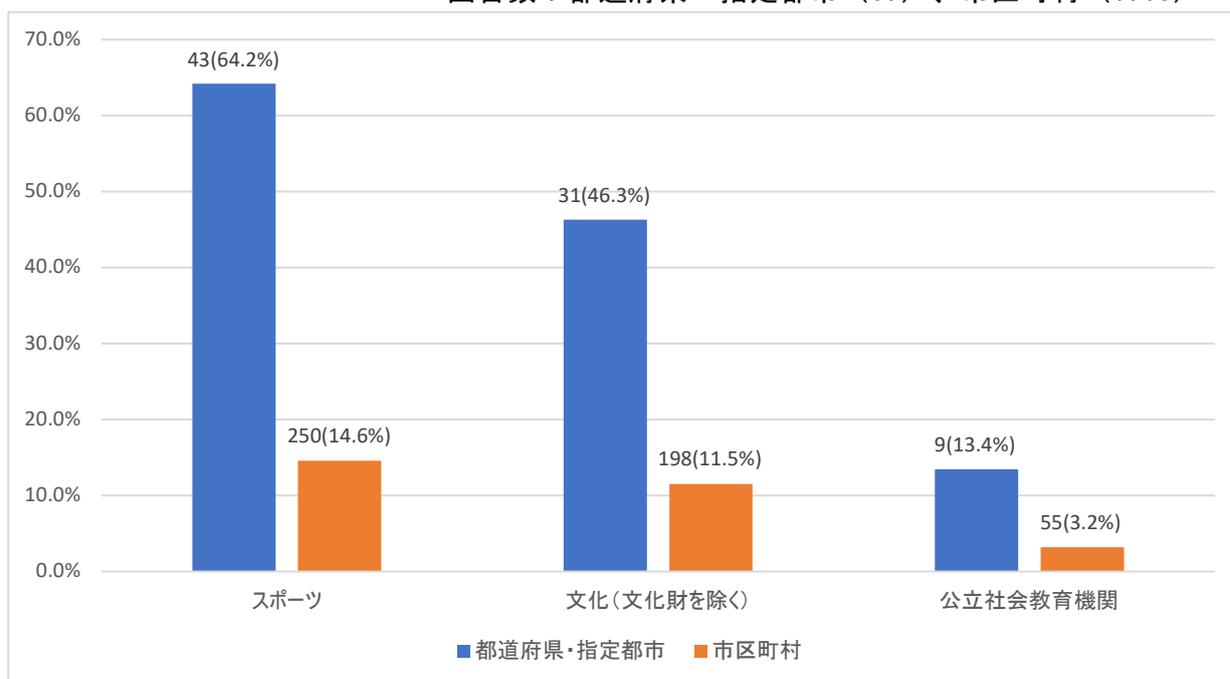
教育委員会は首長から独立した機関として地方教育行政を担っているが、地方公共団体全体として安定した調和のある行政の実施のためには、予算の編成・執行等、教育に関する大きな権限を有する首長との適切な連携・協力が重要である。

① スポーツ・文化・公立社会教育機関に関する事務の所掌の弾力化

スポーツ・文化・公立社会教育機関に関する事務については、地域づくり等の観点から、地域の実情や住民のニーズに応じて、条例で定めるところにより、首長が管理・執行することができる（地教育法第23条）。条例によりスポーツに関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で43（令和2年度：44）、市区町村で250（同：218）、文化に関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で31（同：32）、市区町村で198（同：171）、公立社会教育機関に関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で9（同：9）、市区町村で55（同：39）であり、その割合は【図23】のとおりである。

【図23】 スポーツ・文化に関する事務を首長が管理・執行している教育委員会（複数回答）

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）



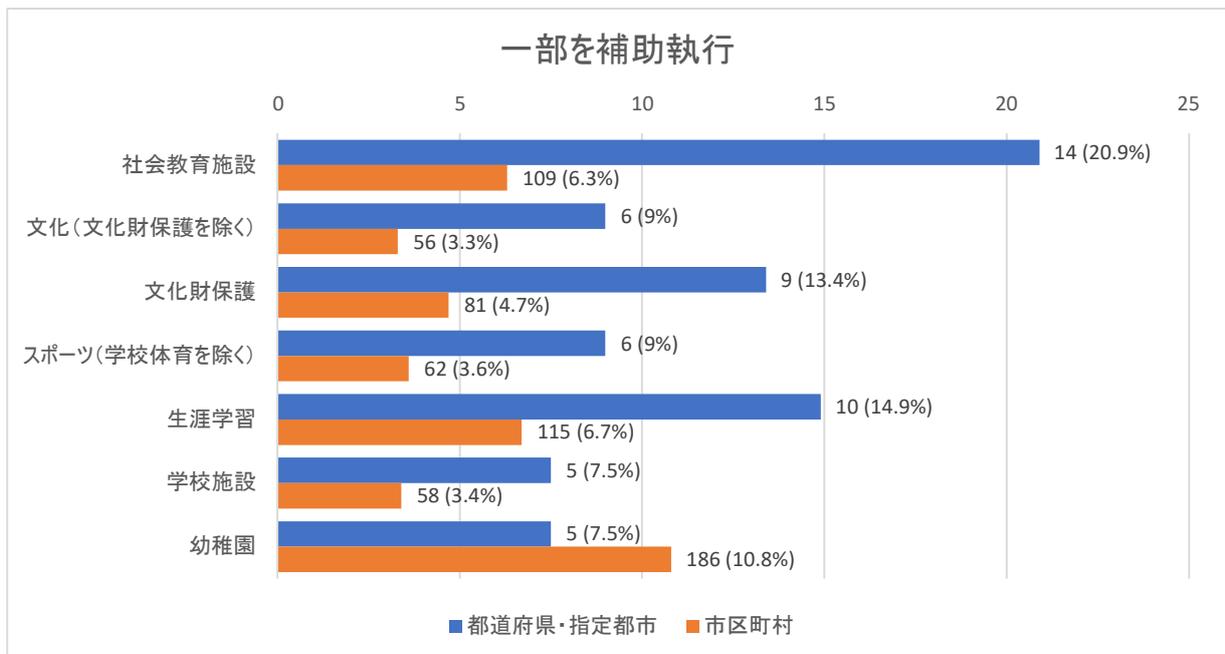
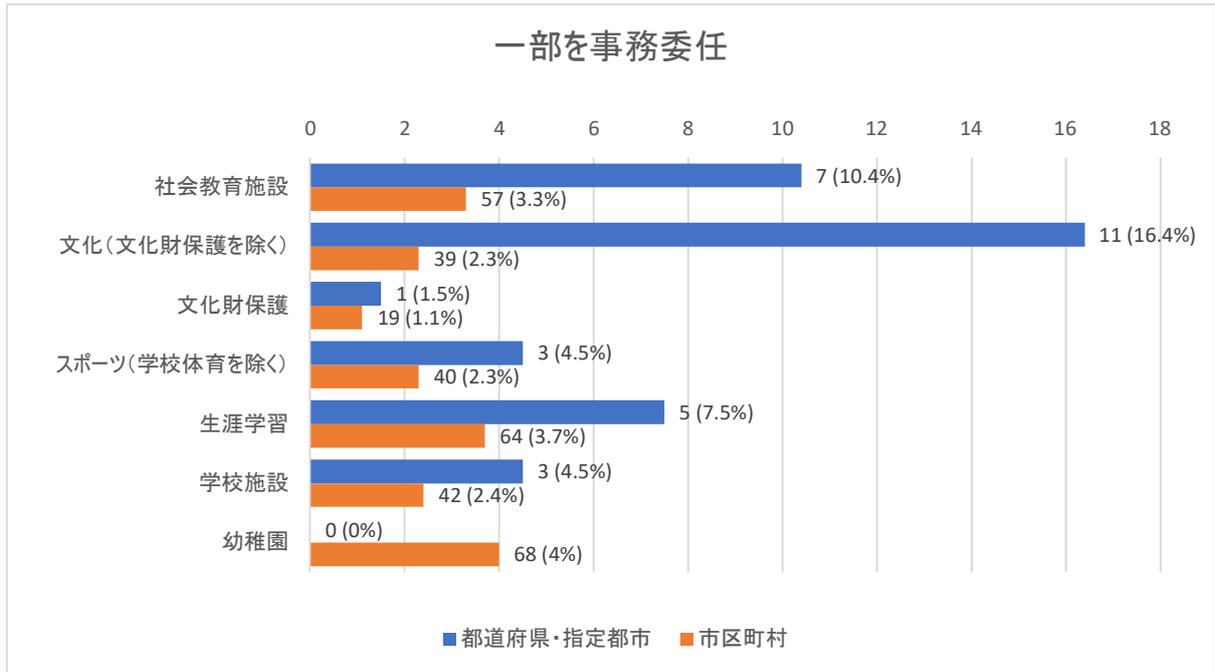
②教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行の状況

教育委員会の所管する事務のうち、生涯学習・社会教育・文化・文化財保護・スポーツ・幼稚園の各分野に関する事務の一部について、地方自治法第180条の7の規定により、首長部局への事務委任・補助執行を行っている教育委員会の数は【図24】のとおりである。

全体的な傾向として、都道府県・指定都市では、市区町村と比較して事務委任・補助執行を行っている割合が高いことが読み取れる。

【図24】事務委任・補助執行の状況（複数回答）

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）



※各分野の事務のうち、一部を事務委任、一部を補助執行している場合には、それぞれの項目で「行っている」に含む。

(7) 事務の共同処理について

①市区町村における事務の共同処理

市区町村は、近隣の市区町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備・充実に努めることとされており（地教行法第55条の2）、特に人口規模が小さい市区町村の教育委員会においては、事務処理体制を強化するために、近隣の市区町村と共同して事務を管理・執行することも一つの方策である。

事務の共同処理を実施している市区町村教育委員会の割合は【表9】のとおりである。「近隣地方公共団体との協議会設置」により共同処理されている事務としては、教員研修に関すること、教育長・教育委員の研修に関すること等が多くみられ、「職員を共同設置」している教育委員会では、指導主事を共同設置している例が多くみられた。さらに、「近隣地方公共団体への事務委託」を実施している教育委員会では、委託している事務として、児童生徒の就学に係る事務が多くみられた。

【表9】市区町村（指定都市を含む。）における事務の共同処理

（全教育委員会数に占める割合）

回答数：指定都市・市区町村（1738）

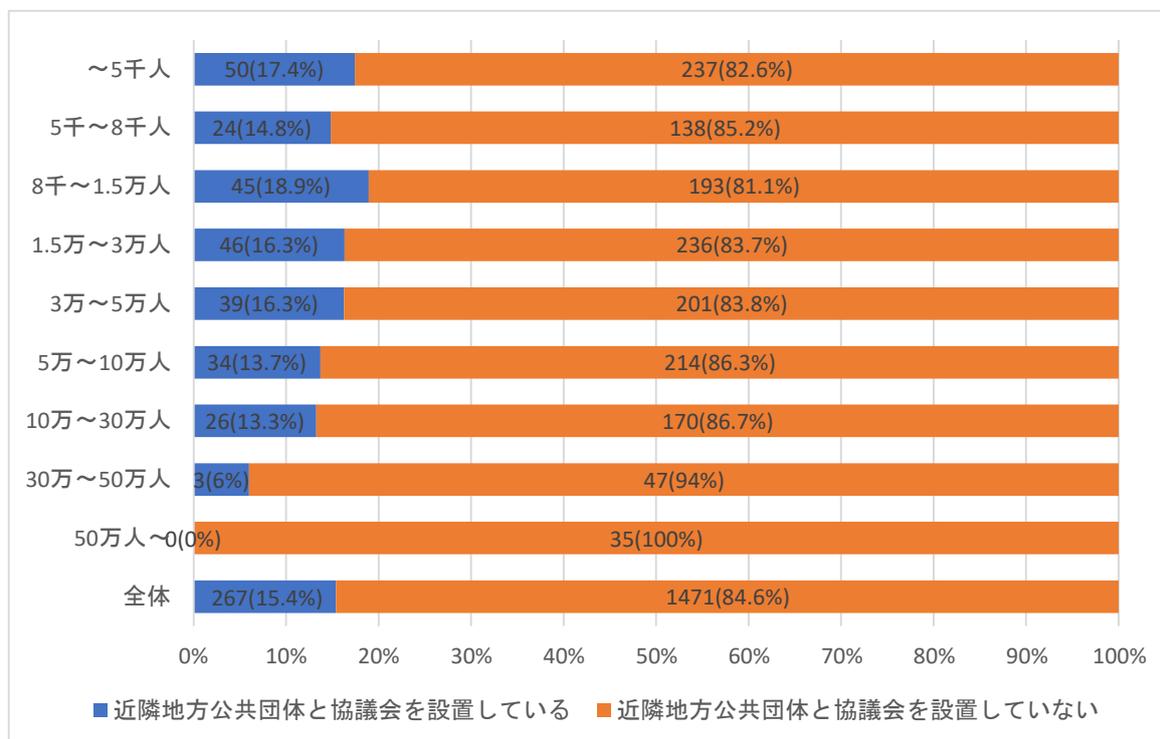
近隣地方公共団体との 協議会設置による共同処理	職員を共同設置	近隣地方公共団体との 事務委託
267 (15.4%)	39 (2.2%)	71 (4.1%)

【図25】

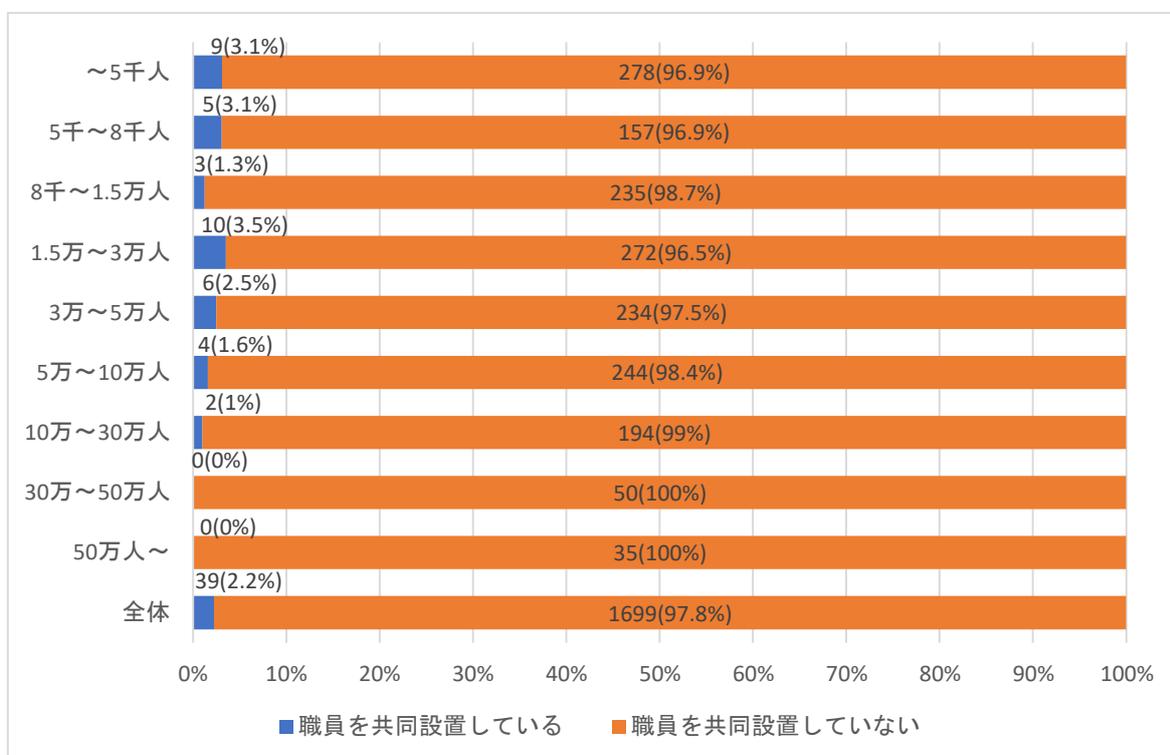
回答数：指定都市・市区町村（1738）

○市区町村規模別

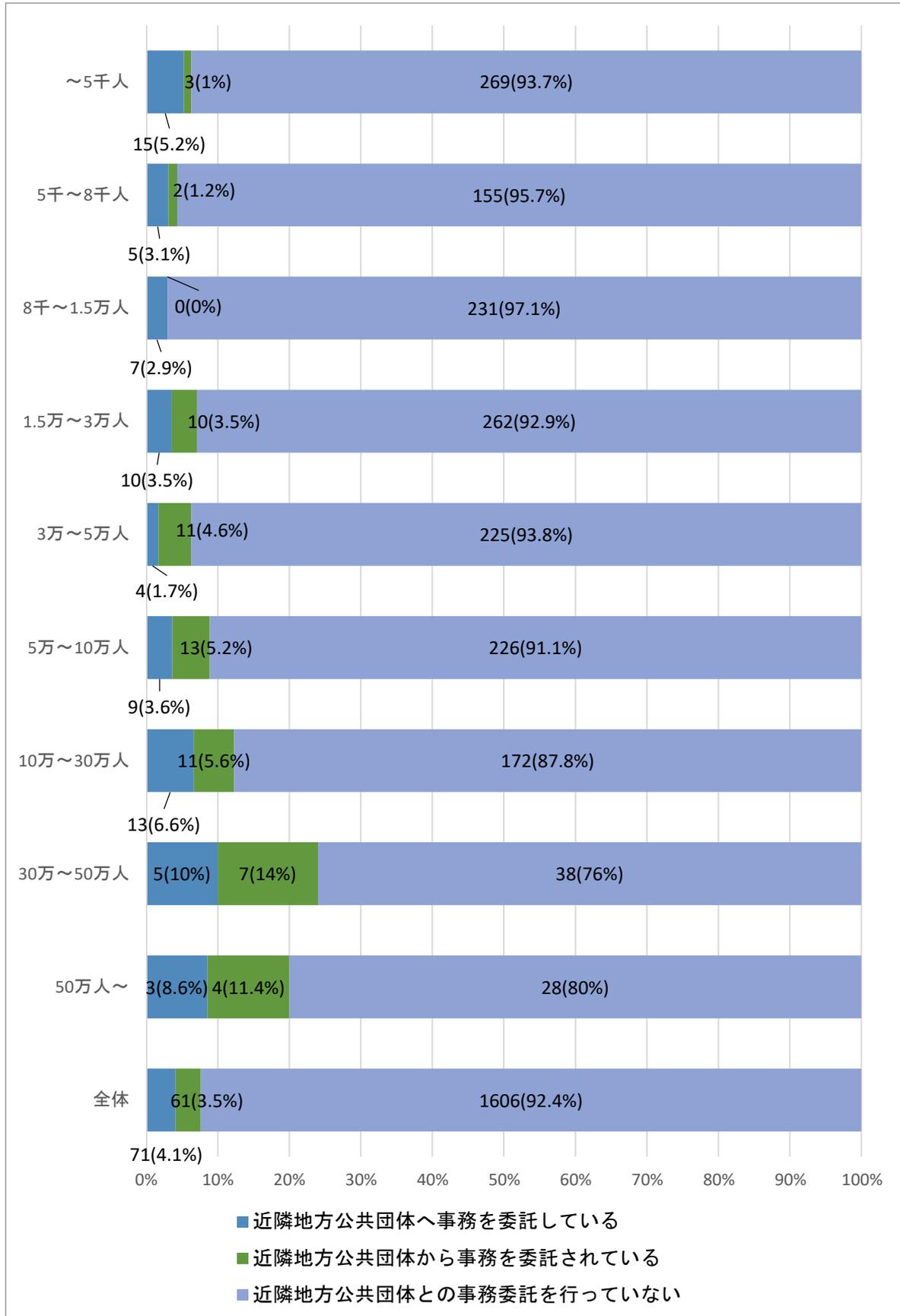
近隣地方公共団体との協議会設置による事務の共同処理



職員の共同設置による事務の共同処理



近隣地方公共団体との事務委託による事務の共同処理



(8) 教育委員会の活動状況についての点検・評価

①点検・評価の実施状況

教育委員会が地域住民への説明責任を果たしていくためには、教育委員会自身はその活動について目標を設定し、その事務の管理・執行の状況を評価していくことが重要である。教育委員会は、毎年、自らの事務の管理・執行状況の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表しなければならないとされており、また、点検・評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ることが規定されている（地教行法第26条）。令和3年度間においては、点検・評価を行っている教育委員会は、都道府県・指定都市では100%（平成30年度：100%）となっているが、市町村では94.0%（同：98.6%）にとどまっている【表10】。

【表10】点検・評価の実施状況

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）

都道府県・指定都市	市区町村
100.0%	94.0%

令和3年度【点検・評価を実施していない市町村】（103市町村）

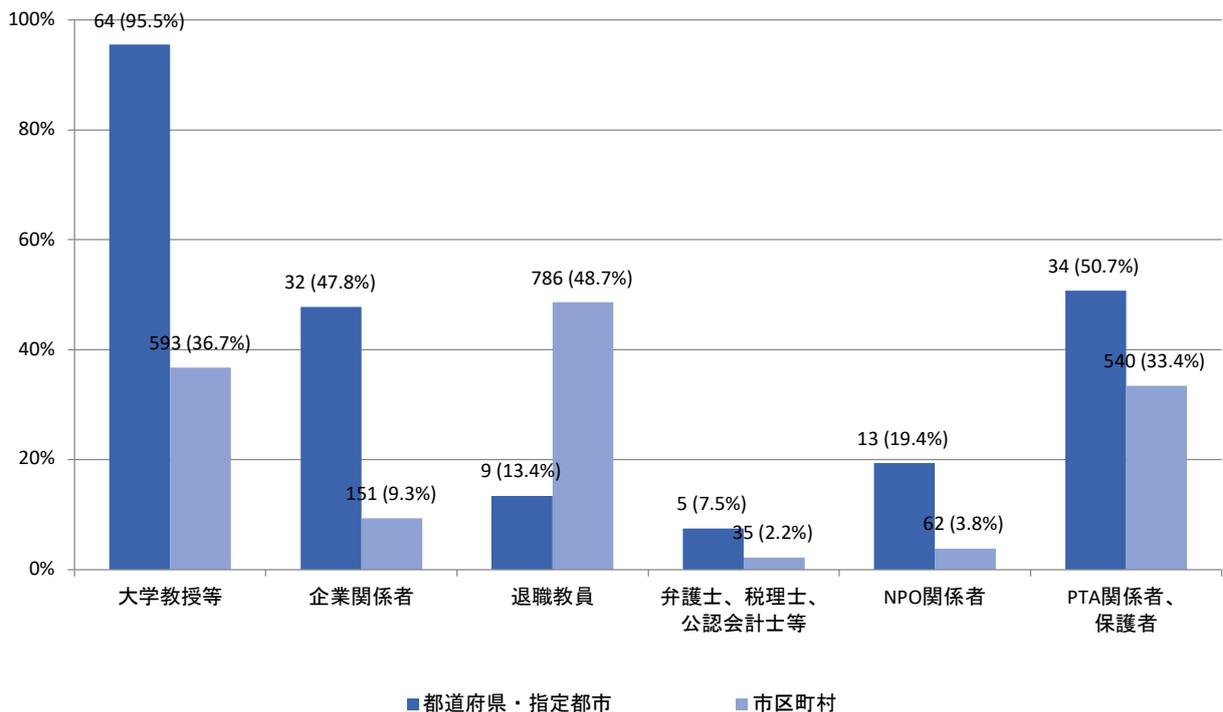
- (北海道) 泊村、音威子府村、中川町、滝上町、安平町、浦河町、清水町
- (青森県) 大間町
- (岩手県) 西和賀町、金ヶ崎町、田野畑村
- (宮城県) 気仙沼市、大崎市
- (山形県) 戸沢村、高島町、小国町
- (福島県) 下郷町、檜枝岐村、只見町、泉崎村、古殿町、広野町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯館村
- (茨城県) 那珂市、阿見町
- (埼玉県) 神川町
- (東京都) 大島町、新島村
- (新潟県) 南魚沼市、刈羽村、粟島浦村
- (福井県) 永平寺町、池田町、越前町
- (山梨県) 富士川町、丹波山村
- (長野県) 小海町、川上村、北相木村、中川村、阿智村、平谷村、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、大鹿村、上松町、王滝村、大桑村、山形村、木島平村
- (岐阜県) 養老町、関ヶ原町、池田町
- (愛知県) 蒲都市、弥富市
- (三重県) 明和町
- (滋賀県) 甲良町、多賀町
- (京都府) 宇治田原町
- (奈良県) 吉野町、天川村、下北山村、上北山村
- (和歌山県) 湯浅町
- (島根県) 奥出雲町、吉賀町、海士町
- (岡山県) 奈義町
- (広島県) 北広島町
- (徳島県) 美波町、東みよし町
- (高知県) 越知町、津野町
- (福岡県) みやま市、広川町、糸田町、赤村
- (佐賀県) 伊万里市、吉野ヶ里町
- (長崎県) 東彼杵町
- (熊本県) 玉東町、和水町、南小国町、高森町、水上村、山江村
- (大分県) 豊後高田市
- (宮崎県) 綾町
- (鹿児島県) 伊仙町
- (沖縄県) 座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、伊平屋村、伊是名村、与那国町

②学識経験者等の知見の活用状況

点検・評価を行うに当たっては、学識経験者の知見の活用を図ることが定められており（地教行法第26条第2項）、どの分野の知見の活用を図ったのかをまとめたものが【図26】である。大学教授等、企業関係者、PTA関係者、保護者等から協力を得ている場合が多く見られた。また、知見の活用には、評価委員会等の組織を設置する、個別にヒアリング等を行うほか、その他として書面により意見書を提出するなどの取組がなされている【図27】。

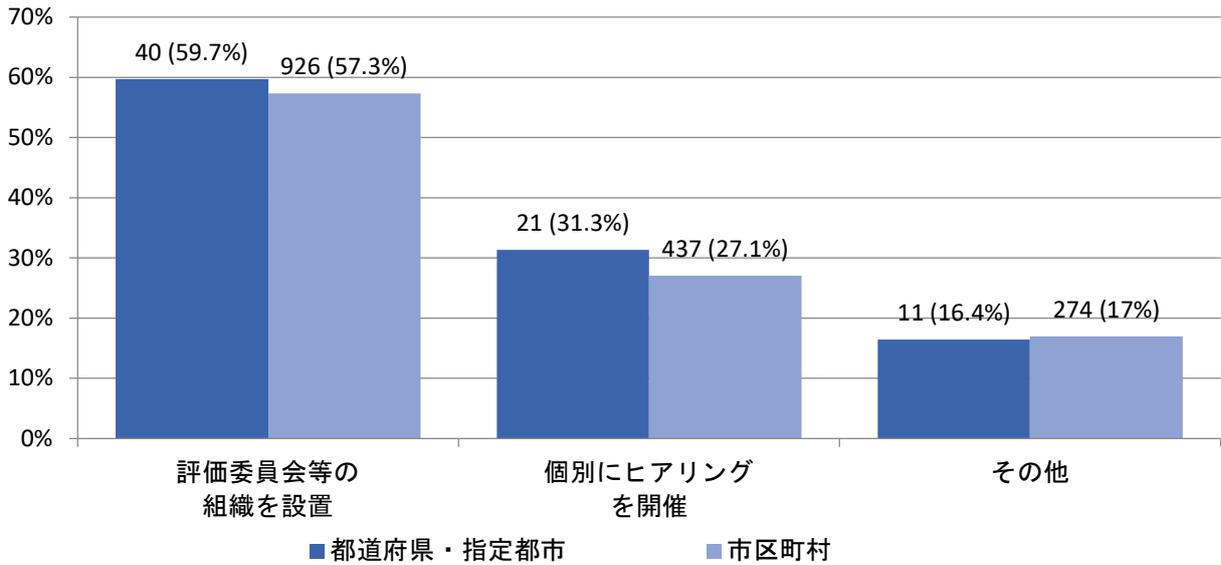
【図26】学識経験者の知見の活用状況（複数回答）

※点検・評価実施自治体のみ回答（都道府県・指定都市：67、市区町村：1615）



【図27】 学識経験者への意見聴取の方法（複数回答）

※点検・評価実施自治体のみ回答（都道府県・指定都市：67、市区町村：1615）



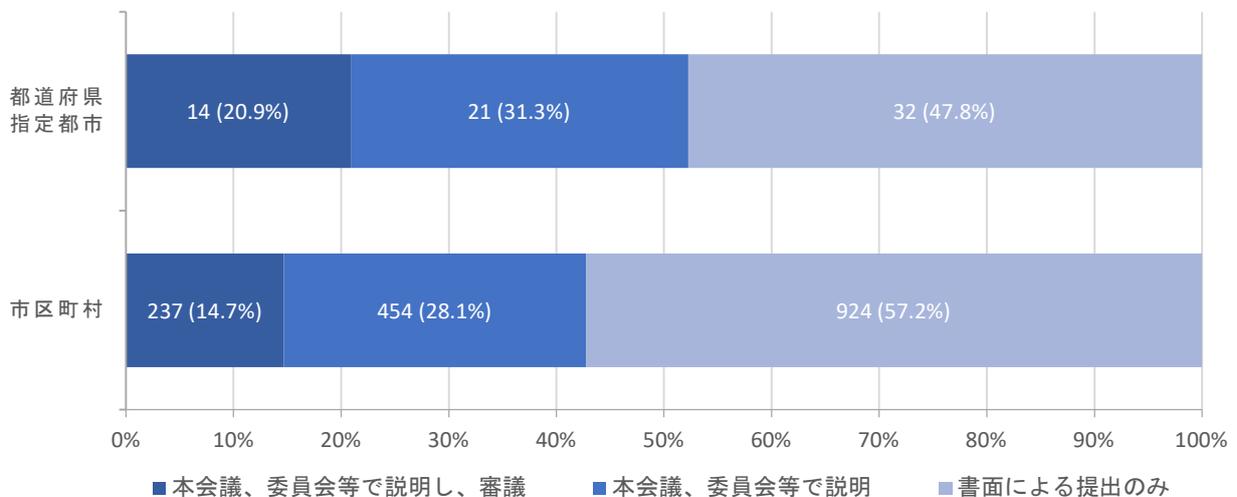
③点検・評価結果の議会への報告、一般への公表の状況

教育委員会は点検・評価の結果について議会に提出するとともに、一般に公表することとされている（地教行法第26条第1項）。議会報告の方法は【図28】のとおりとなっている。「本会議や委員会等で説明し、審議を行った」、「本会議、委員会等で説明した」教育委員会を合わせると、都道府県・指定都市で52.2%（平成30年度：52.2%）、市町村で42.8%（同：41.8%）となっている。

また、一般への公表方法は【図29】のとおりであり、ホームページの活用が多くを占めている。

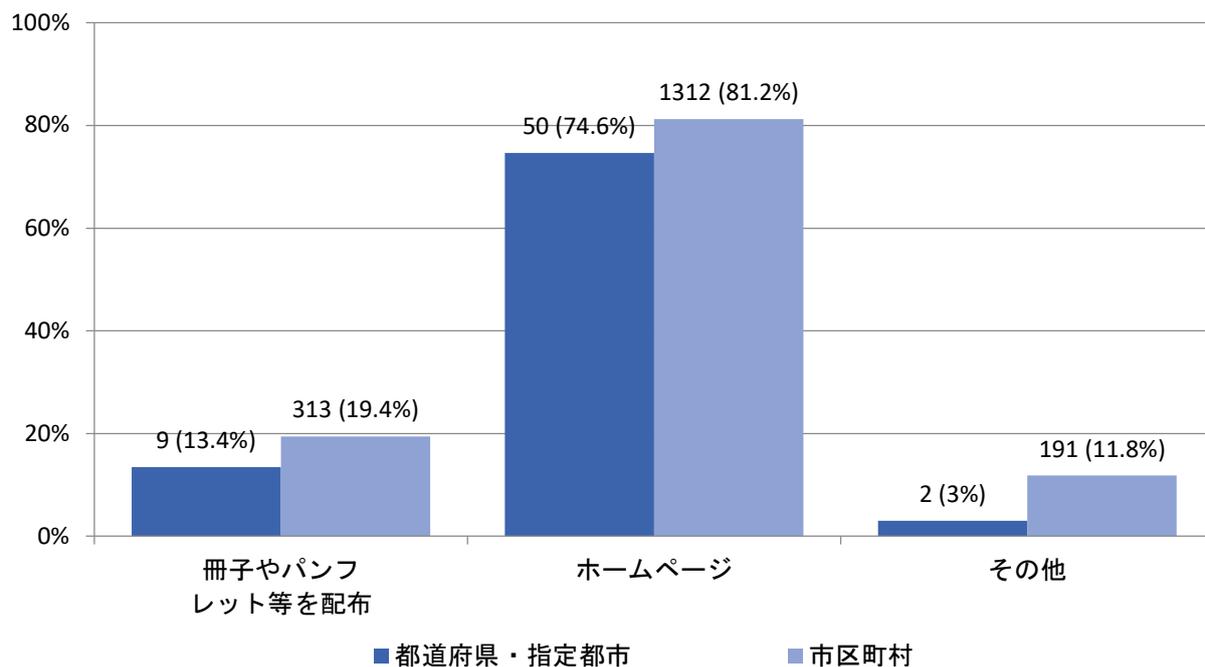
【図28】 議会報告の方法

※点検・評価実施自治体のみ回答（都道府県・指定都市：67、市区町村：1615）



【図29】一般への公表方法（複数回答）

※点検・評価実施自治体のみ回答（都道府県・指定都市：67、市区町村：1615）



(9) 教育委員会事務局職員の専門性

①教育委員会事務局における専門職員の採用

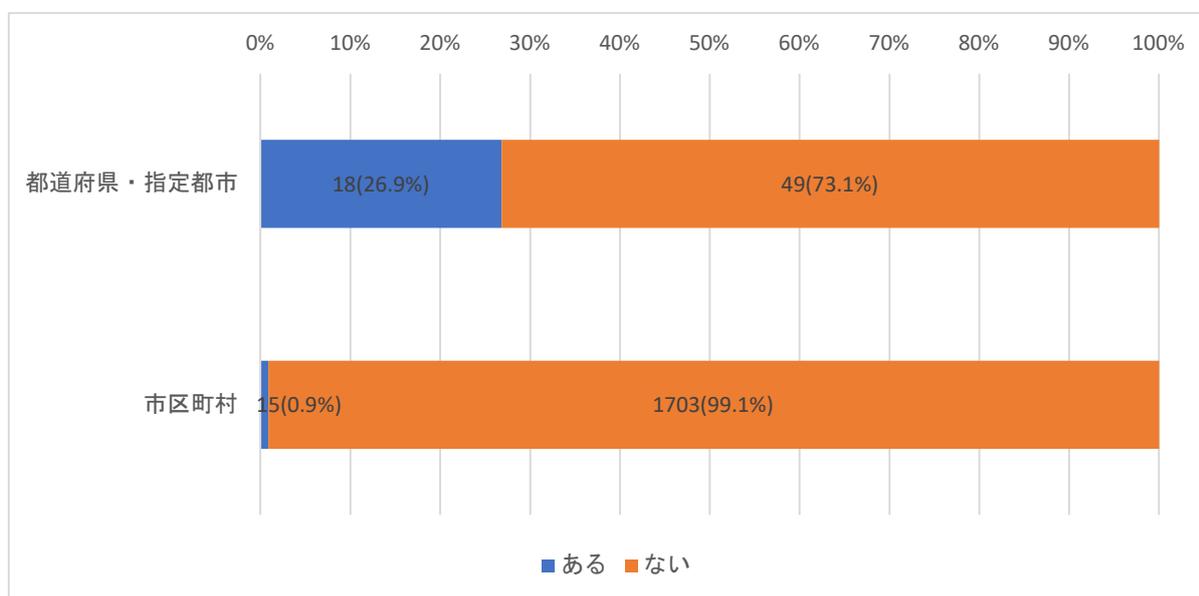
都道府県・指定都市においては、26.9%（令和2年度：23.9%）が教育行政職員として独自に新卒採用する制度があるのに対し、市区町村においては、ほとんどの自治体で教育行政職の独自採用がない【図30】。

また、中途採用についても同様の傾向がある【図31】。

※本調査において、教育行政職とは「教育委員会事務局でキャリアのほとんど（おおむね半分以上）を過ごす一般行政職員を指し、学校事務職員は除く。」とした。

【図30】 首長部局で採用された職員が教育委員会事務局に出向する仕組み以外に、教育委員会事務局職員（教員籍の職員を除く。）を教育委員会が教育行政職として独自に新卒採用する制度の有無

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）



都道府県・指定都市

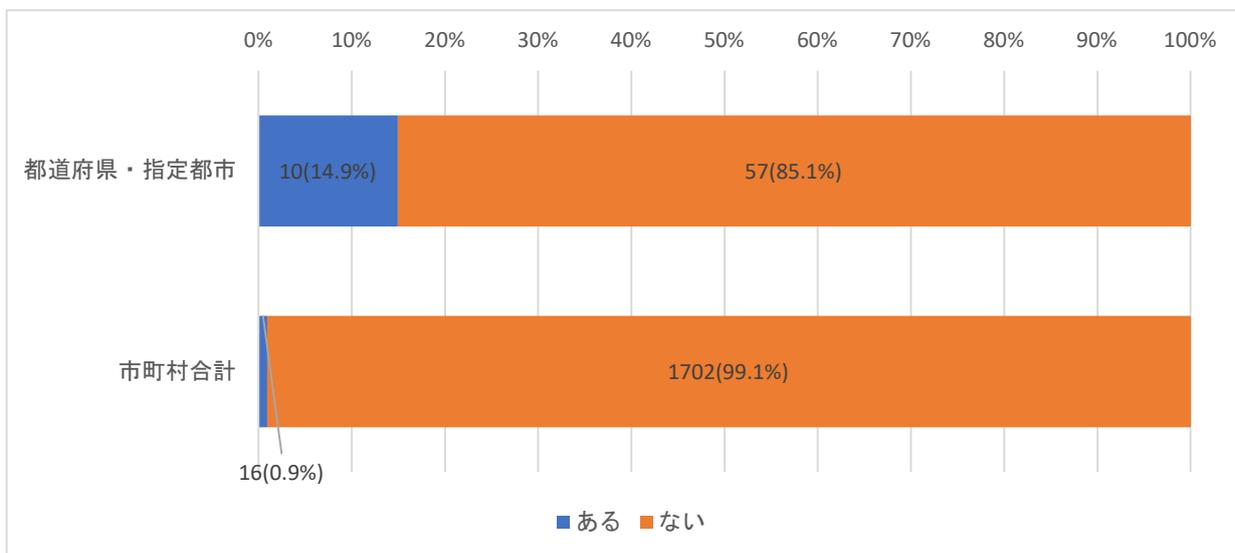
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、富山県、石川県、長野県、滋賀県、広島県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、横浜市、京都市

市区町村

北海道北広島市、北海道中頓別町、北海道利尻富士町、青森県東通村、埼玉県鴻巣市、神奈川県逗子市、大阪府吹田市、兵庫県尼崎市、和歌山県高野町、岡山県備前市、香川県丸亀市、佐賀県玄海町、熊本県人吉市、沖縄県名護市、沖縄県東村

【図31】 首長部局で採用された職員が教育委員会事務局に出向する仕組み以外に、教育委員会事務局職員（教員籍の職員を除く。）を教育委員会が教育行政職として独自に中途採用する制度の有無

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）



都道府県・指定都市

北海道、岩手県、秋田県、福島県、富山県、石川県、滋賀県、広島県、横浜市、京都市

市区町村

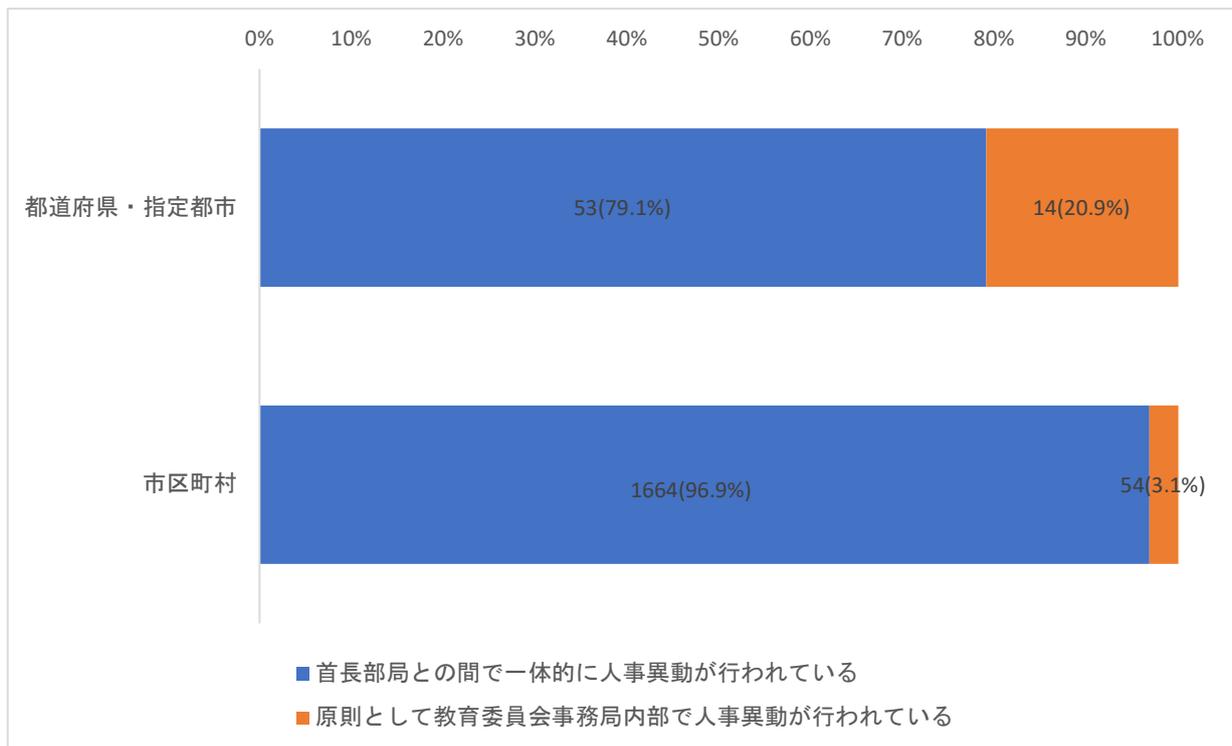
北海道余市町、北海道中頓別町、北海道利尻富士町、青森県東通村、埼玉県鴻巣市、東京都調布市、神奈川県逗子市、大阪府吹田市、大阪府貝塚市、岡山県備前市、徳島県松茂町、香川県丸亀市、佐賀県基山町、熊本県人吉市、熊本県山鹿市、沖縄県沖縄市

②事務局職員の人事異動について

教育委員会事務局職員の人事異動について、都道府県・指定都市では、20.9%（令和2年度：29.9%）が原則として教育委員会事務局内部で人事異動が行われているのに対し、市区町村では、96.9%（同：98.7%）が首長部局との間で一体的に人事異動が行われている【図32】。

【図32】教育委員会事務局職員の人事異動

回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）



(10) 指導主事等の配置・訪問支援

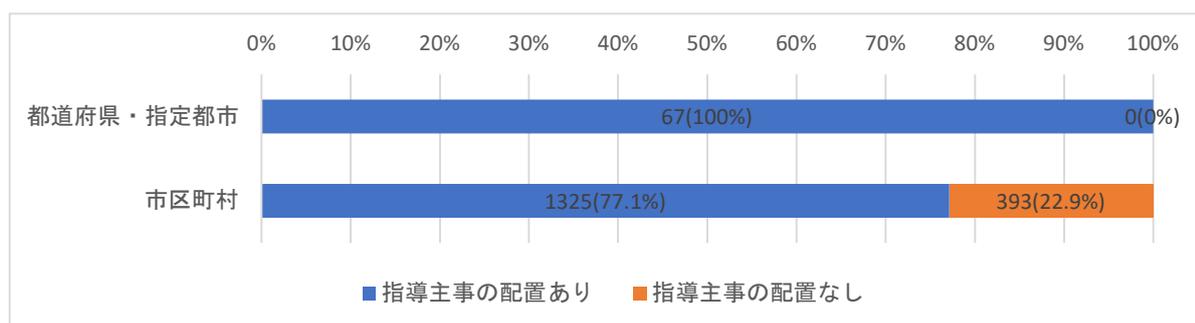
①指導主事等の配置状況

教育行政の充実は、指導主事などの専門的職員の存在に大きく左右されるものであり、その配置を充実することが重要である。そのため、地教行法第18条第2項では、市区町村教育委員会は指導主事の配置に努めることとされている。

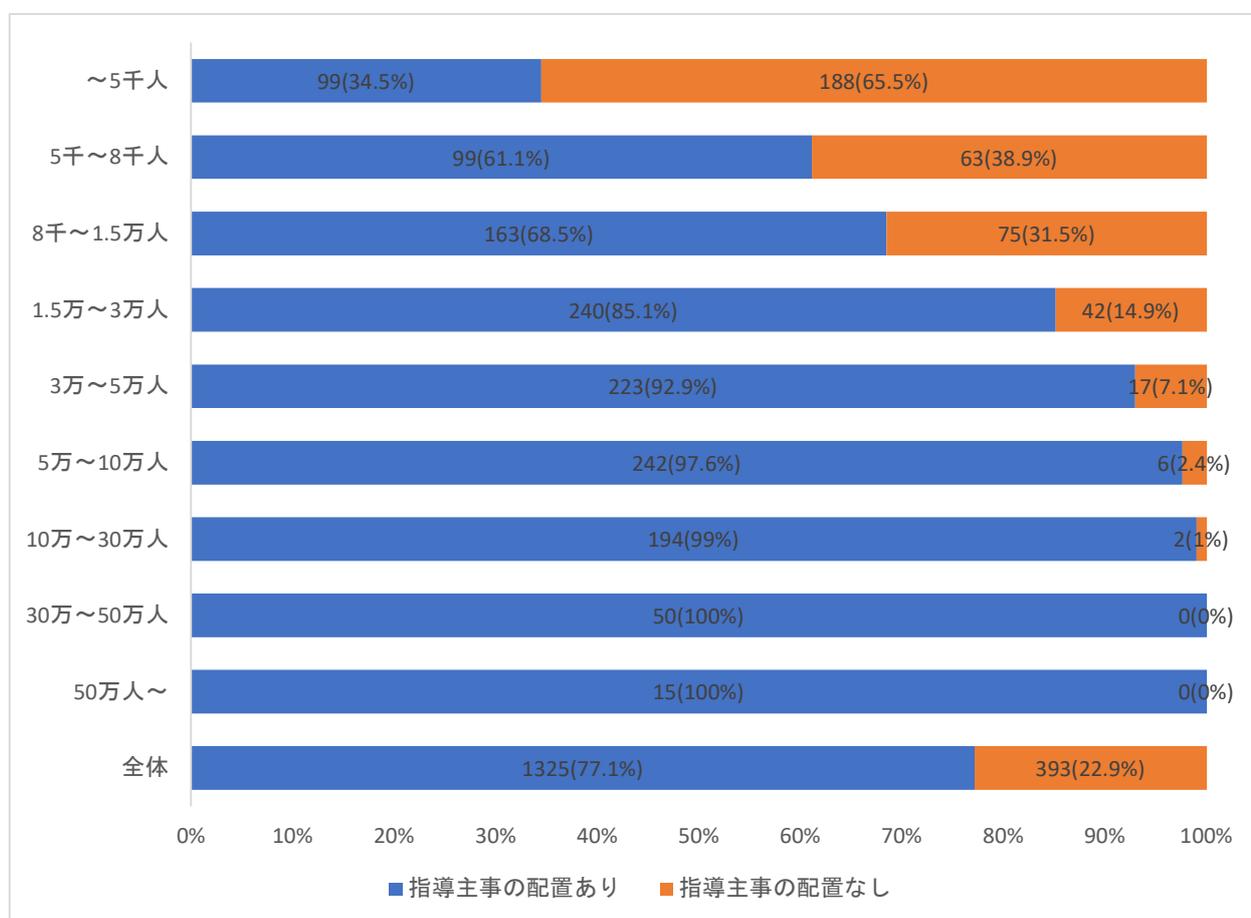
指導主事を配置している市区町村教育委員会は77.1%（令和2年度：73.7%）となっている【図33】。

【図33】教育委員会の指導主事の配置状況

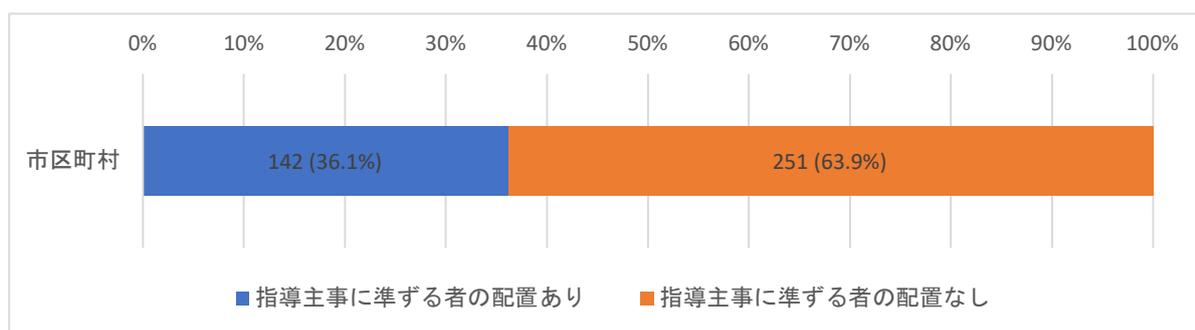
回答数：都道府県・指定都市（67）、市区町村（1718）



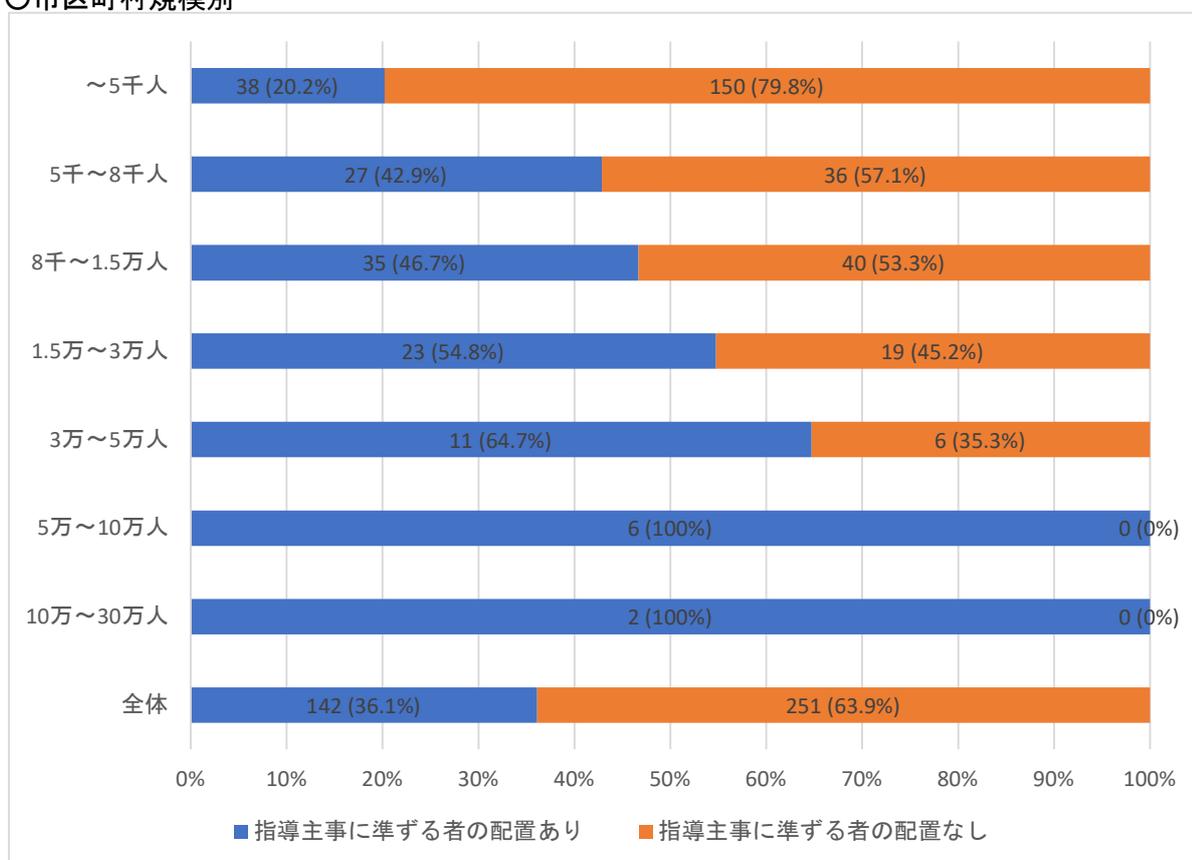
○市区町村規模別



【図34】 指導主事の配置なしの市区町村教育委員会における指導主事に準ずる者の配置状況
 ※指導主事の配置なしと回答した市区町村（393）のみ



○市区町村規模別



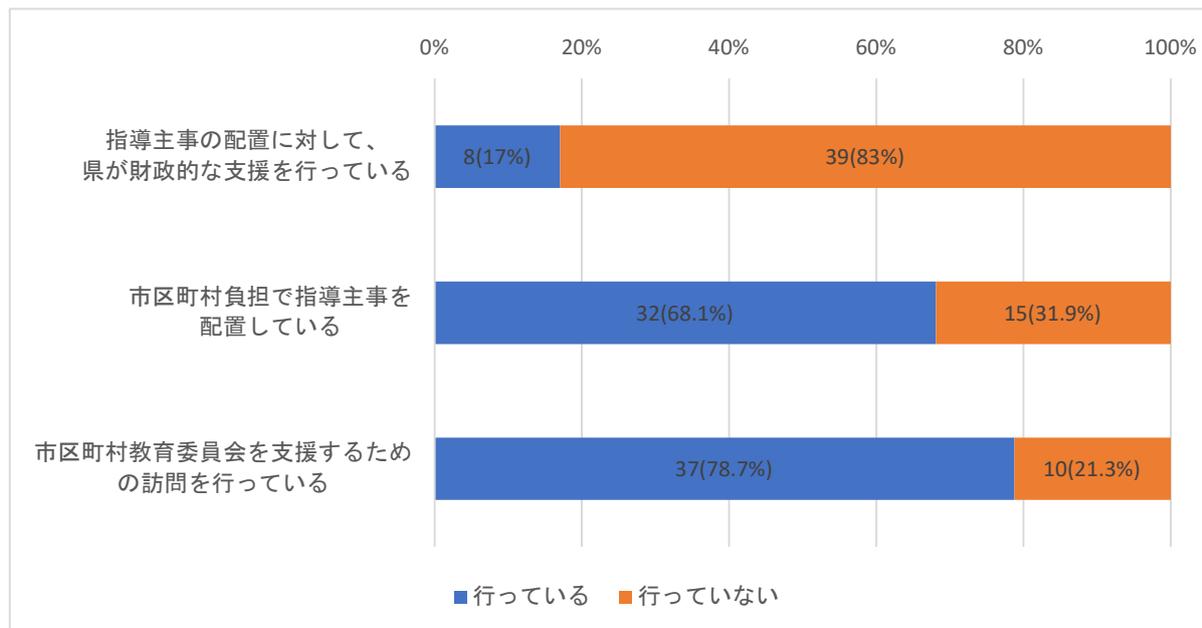
※「指導主事に準ずる者」とは、雇用形態等の関係で指導主事には該当しない、または、指導主事発令を受けていないが、指導主事と同様に、教育委員会が所管する学校の教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する者を指す（臨時的任用職員、非常勤の職員を含む）。

②都道府県教育委員会による支援の状況

都道府県による市区町村への指導主事の支援については、財政的な配置支援を行っている都道府県は8自治体、人的な配置支援を行っている都道府県は32自治体であり、市区町村への訪問支援を行っている都道府県は、37自治体であった【図35】。
そのうち、18自治体で、全ての教育委員会へ定期訪問を行っている【図36】。

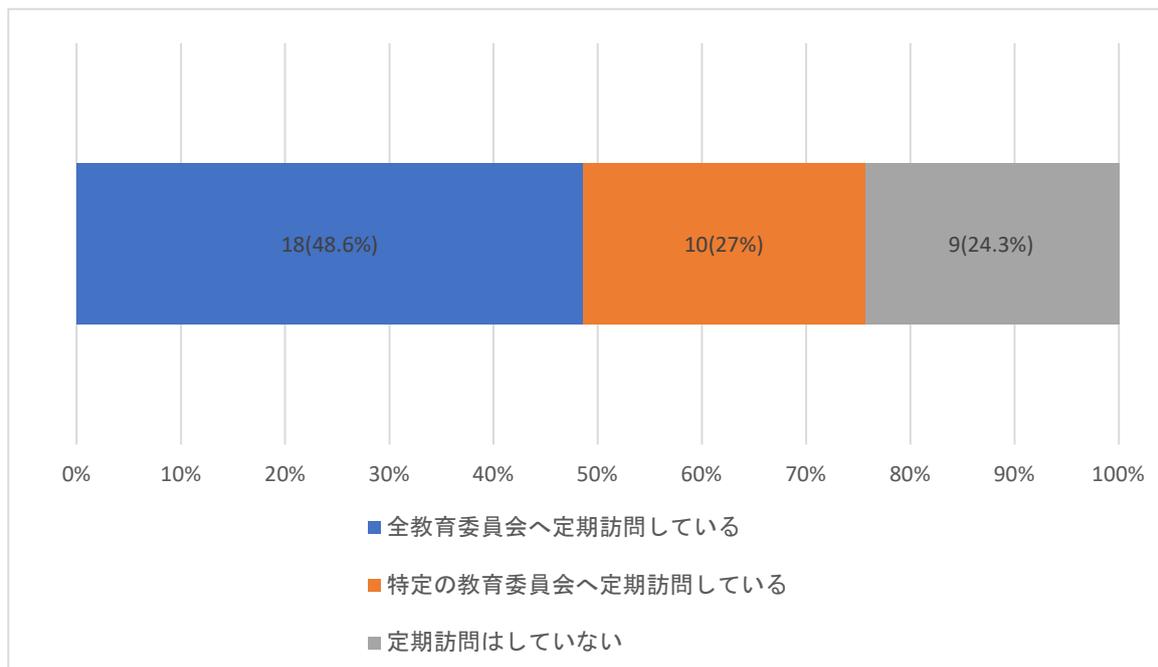
【図35】 都道府県による市区町村への指導主事の支援実施について

回答数：都道府県（47）



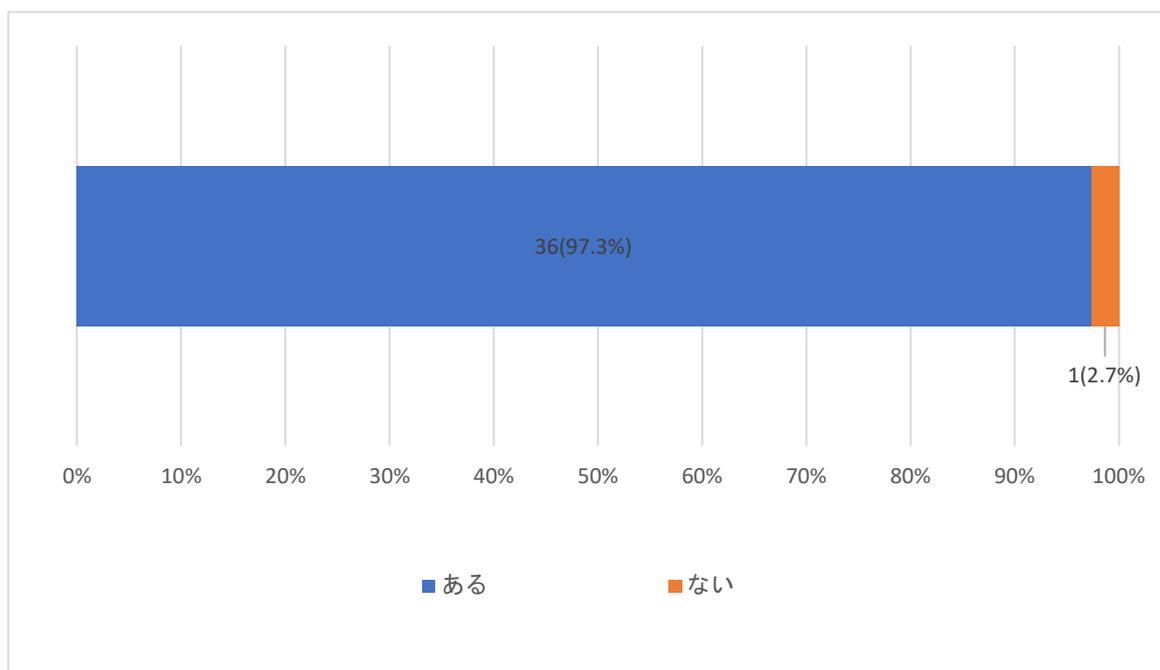
【図36】 都道府県による市区町村への指導主事の定期訪問の状況について

※都道府県による市区町村支援のための指導主事の訪問を実施している自治体（37）のみ



【図37】 市区町村教育委員会からの要請を受けての訪問の有無

※都道府県による市区町村支援のための指導主事の訪問を実施している自治体（37）のみ



【表11】 要請の内容

市区町村に配置のない教科の指導主事の派遣要請、国や県からの通知、事業等の具体について、市区町村教育委員会主催の授業研究会や研修の講師、緊急支援に係る後方支援、研究事業のモデル校として事業を行う場合 等

第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～
(令和2年12月25日閣議決定) [抜粋]

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

【基本認識】

- 女性も男性も、持続可能な働き方を実践するとともに仕事以外に個人としての多様な活動に参加し役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられる。そのため、女性と男性が共に働き方・暮らし方の変革を進めていくことが求められている。
- 男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていない。「令和元年男女共同参画社会に関する世論調査」によれば、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」と回答した者の割合は74.1%である一方、「平等」と回答した者の割合は21.2%に過ぎない。背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられる。
- このような意識や固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在する。国民の意識が変わり固定観念にとらわれなくなることで、女性も男性も一人一人が、お互いを尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きられることにつながる。男性にとっては、主たる稼ぎ手であるべきという固定観念にとらわれずに、家庭や地域などの生活の場に積極的に関わることができると考えられる。
- したがって、男女共同参画の推進に係る他の全ての取組の基盤として、また、様々な取組の実効性を高めていく観点から、子供をはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要である。あわせて、社会全体の機運を醸成していくことも欠かせない。
- 家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとすることが重要である。また、子供に関する取組を行うに当たっては子供の最善の利益に配慮する必要がある。
- 以上を踏まえ、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、人権に配慮し、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念を打破するとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、男女双方の意識

改革と理解の促進を図る。また、人々の意識形成に大きな影響力をもつ学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	21.2% (2019年)	ほぼ全てを目標としつつ、当面50% (2025年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合		
副校長・教頭	20.5% (2019年)	25% (2025年)
校長	15.4% (2019年)	20% (2025年)
大学の教員に占める女性の割合		
准教授	25.1% (2019年)	27.5%（早期）、 更に30%を目指す (2025年)
教授等 (学長、副学長及び教授)	17.2% (2019年)	20%（早期）、 更に23%を目指す (2025年)
<u>都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数</u>	64/1,856 (2019年)	0 (2025年)

<施策の基本的方向と具体的な取組>

2 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 施策の基本的方向

- 教育委員会や学校において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠であること、また、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与えうることを踏まえ、教育長や教育委員、校長、教頭など意思決定過程への女性の登用を推進する。特に、学校においては校長への女性の登用を一層促進する¹。
- 多様なキャリアの女性教員が将来的に校長や教頭に就任することにつながるよう、多様なモデルを提示し管理職の仕事の意義ややりがいを示すとともに、様々な経験や役割を担う機会を積極的に与えるポジティブ・アクションなどを通じて、女性教員の育成を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請する。その際、学校に関しては校長と教頭のそれぞれについて目標設定を行うよう促す。【内閣府、文部科学省】
- ② 改正された女性活躍推進法に基づき、特定事業主である教育委員会や一般事業主である学校法人の更なる取組を促す。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】
- ③ 管理職選考について女性が受けやすくなるよう、教育委員会における検討を促す。【文部科学省】
- ④ 女性管理職の割合が高い地方公共団体における取組の好事例の横展開を図る。【文部科学省】
- ⑤ 教職員の男女がともに仕事と育児・介護等の両立を図ることができるよう、勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等の働き方改革、男性の育児休業取得促進やマタニティ・ハラスメント防止等の両立支援を進める。なお、その際、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法その他の労働関係法令は学校法人についても適用されることに留意する。【文部科学省】
- ⑥ 学校運営に地域の声を反映するために設置することが努力義務となっている学校運営協議会²の委員の構成について、女性の登用を推進するよう教育委員会に促す。【文部科学省】

¹ 学校管理職に占める女性の割合は小学校の校長 20.6%、副校長 30.9%、教頭 27.0%、中学校の校長 7.4%、副校長 15.6%、教頭 13.3%、高等学校の校長 8.1%、副校長 9.0%、教頭 10.0% (令和元(2019)年)(文部科学省「学校基本統計」)。

² 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に基づく。

- ⑦ 大学や研究機関に対して、各種ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、各種ハラスメント防止等の周知徹底を行う。また、各種ハラスメントの防止のための相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。
（再掲）【文部科学省】
- ⑧ 独立行政法人教職員支援機構が実施する校長・教頭への昇任を希望する教員が参加する各種研修において女性枠を設定するとともに、女性管理職のネットワークの形成を促進する。また、当該研修の実施を通じて、男性教員や教育委員会職員を含む関係者の男女共同参画に関する意識付けを行う。【文部科学省】
- ⑨ 独立行政法人国立女性教育会館において実施してきた女性教員の管理職登用の促進に向けた調査研究の成果を踏まえ、学校教育における意思決定過程への女性の参画等に関する調査研究を更に進めるとともに、その成果を活用した研修等を実施する。【文部科学省】